

V. 資料編

目 次

1. 災害廃棄物対策中国ブロック協議会の構成員.....	資-1
2. 中国ブロック内の広域連携に使用する様式集.....	資-2
3. 応援要請リスト、支援可能リスト.....	資-26
4. 用語の説明.....	資-30
5. 災害廃棄物対策中国ブロック協議会連絡網	資-31
6. 災害廃棄物処理に関する参考資料	資-32
(1) 各県災害廃棄物処理計画における災害種類別の災害廃棄物発生推計量	資-32
(2) 仮置場に関する資料	資-35
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表	資-45
(4) 中国ブロック内の県を越える応援協定等	資-49
(5) 災害廃棄物対策及び災害等廃棄物処理事業費補助金に関するツールキット.....	資-56
(6) 住民向け広報、ボランティア向け広報のテンプレート	資-68
(7) 環境本省資料(技術指針、マニュアル、災害廃棄物関連補助金の概要等).....	資-74
(8) 国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム等	資-99
(9) 損壊家屋等の撤去・解体に関する事例.....	資-102
(10) 堆積土砂排除事業(国土交通省所管)及び災害等廃棄物処理事業(環境省所管)の連携 ..	資-104

1. 災害廃棄物対策中国ブロック協議会の構成員

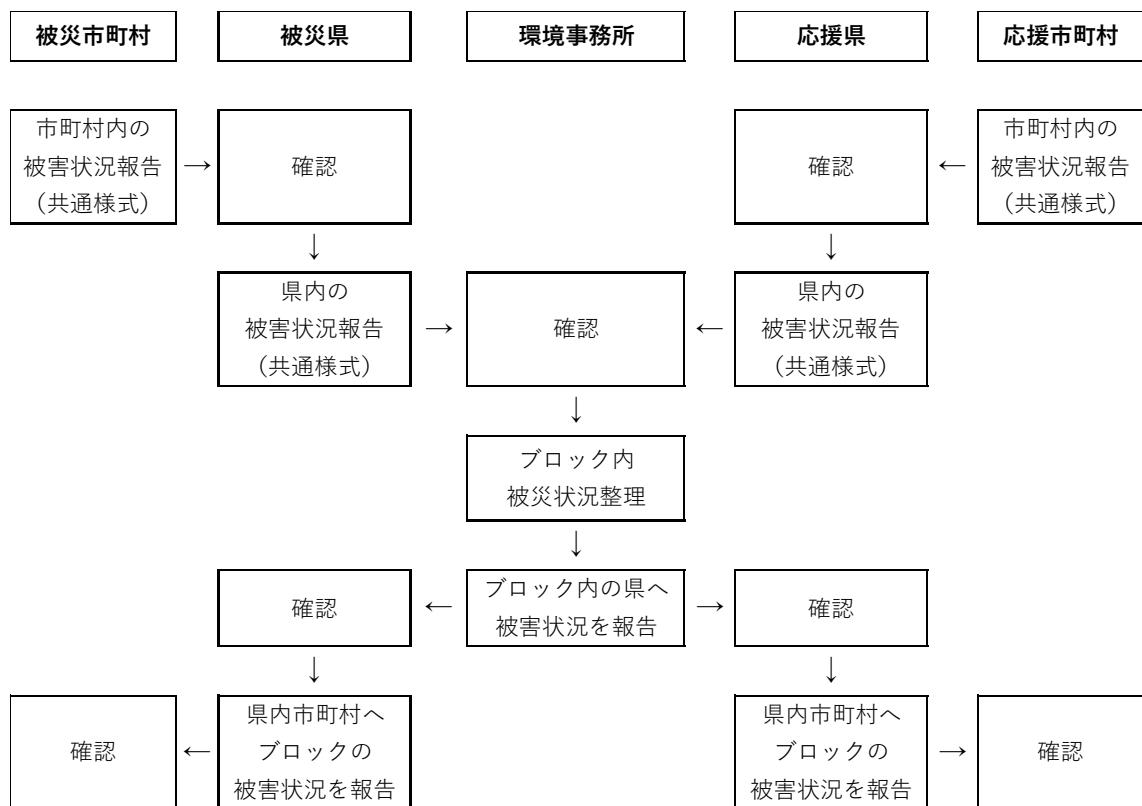
機関名	役職
鳥取県 生活環境部 循環型社会推進課	循環型社会推進課長
鳥取市 市民生活部 環境局 廃棄物対策課	廃棄物対策課長
米子市 市民生活部 クリーン推進課	クリーン推進課長
島根県 環境生活部 廃棄物対策課	環境生活部参事（廃棄物対策課長事務取扱）
松江市 環境保全部 廃棄物対策課	廃棄物対策課長
出雲市 経済環境部 環境施設課	環境施設課長
岡山県 環境文化部 循環型社会推進課	循環型社会推進課長
岡山市 環境局 環境部 環境事業課	環境事業課長
倉敷市 環境リサイクル局 リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	一般廃棄物対策課長
広島県 環境県民局 循環型社会課	循環型社会課長
広島市 環境局 環境政策課	環境政策課長
福山市 経済環境局 環境部 環境総務課	環境総務課長
呉市 環境部 環境政策課	環境政策課長
山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物・リサイクル対策課長
下関市 環境部 廃棄物対策課	廃棄物対策課長
山口市 環境部 資源循環推進課	資源循環推進課長
公益社団法人 全国産業資源循環連合会 中国地域協議会	中国地域協議会会長
岡山大学学術研究院 環境生命科学学域	川本 克也
岡山大学学術研究院 環境生命科学学域	藤原 健史
公益財団法人 廃棄物・3R研究財団	高田 光康
国立研究開発法人 国立環境研究所	宗 清生
国土交通省 中国地方整備局 防災室	防災室長
国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課	港湾空港防災・危機管理課長
環境省 中国四国地方環境事務所 資源循環課	資源循環課長

(敬称略)

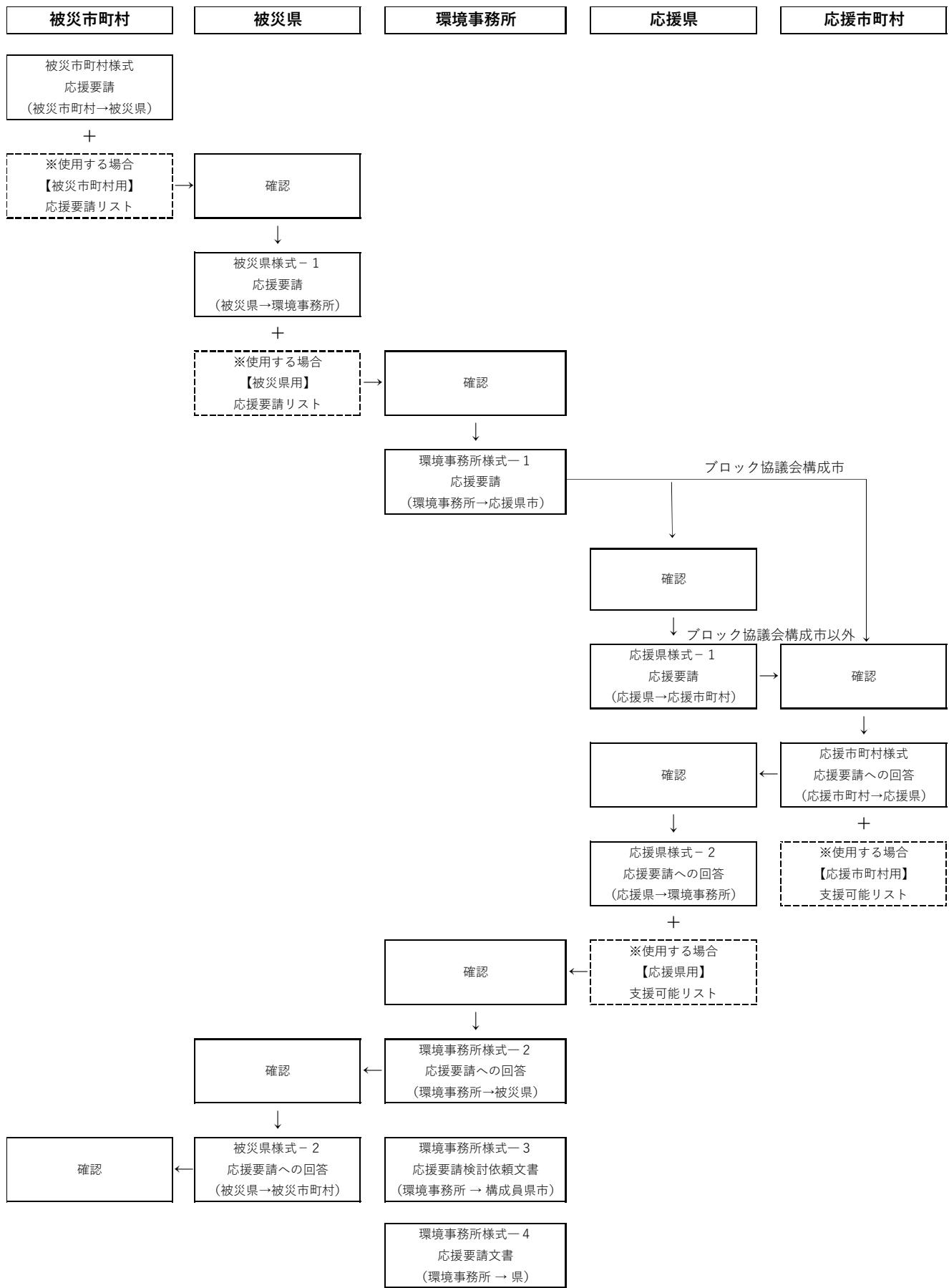
2. 中国ブロック内の広域連携に使用する様式集

- ・被害状況報告様式
- ・被災市町村様式
- ・被災県様式
- ・環境事務所様式
- ・応援県様式
- ・応援市町村様式

①被害状況の報告・共有のフロー



②ブロック内広域連携の支援・受援体制構築に係る様式のフロー



※被害状況報告は、県・市町村とともに下記の環境本省作成の様式（エクセルファイル）を使用すること。

※現時点で把握している被害状況をエクセルファイルに記入し、メールにファイルを添付し送付する。把握できていない欄はその旨明示した上で送付する。

※送付するメールのタイトルは「【被害状況報告】○○県（又は市町村）」とする。

【（全自治体共通）被害状況報告（エクセル様式）】

別紙様式

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況について

(令和 年 月 日 時 分現在)

都道府県名
部署名
担当者名
連絡先

1. 災害等廃棄物処理事業

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	事業区分 (ごみ処理、し尿処理、漂着ごみ)	災害廃棄物 集積所数	仮置き場数	集積場所在地名称	災害等廃棄物量 (t、kℓ、m³)	事業費見込額 (単位：千円)	被害及び処理の状況

2. 廃棄物処理施設の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	設置主体名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (単位：千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等

3. 净化槽（市町村設置型）の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (単位：千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等

（注1）「災害廃棄物量」欄については、ごみ処理の場合は「t」、し尿処理の場合は「kℓ」、漂着ごみの場合は「m³」で記載をお願いします。

（注2）「被害及び処理の状況」欄については、床上・床下浸水の数などの他、仮置場の設置時期及び災害廃棄物の受入開始時期についても併せて記載して下さい。

（注3）変更箇所は朱書きとして下さい。

【（全自治体共通）被害状況報告（エクセル様式）：記入例】

別紙様式

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況について

(令和〇年〇月〇日 〇時〇分現在)

都道府県名	○○県
部署名	環境○○課
担当者名	中国 太郎
連絡先	○○○-○○○○○○○○○○

1. 災害等廃棄物処理事業

2. 摩棄物処理施設の被害

令和〇年〇月〇日豪雨災害							
被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	設置主体名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (単位:千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
令和〇年8月豪雨災害	〇〇市	〇〇市クリーンセンター	100t/日	2000年	未定	停止中	〇〇市内の広範囲で浸水被害が発生、被害状況の全容を調査中

3. 淨化槽（市町村設置型）の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (単位:千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等

(注1) 「災害廃棄物量」欄については、ごみ処理の場合は「t」、し尿処理の場合は「kℓ」、漂着ごみの場合は「m³」で記載をお願いします。

(注2) 「被害及び処理の状況」欄については、床上・床下浸水の数などの他、仮置場の設置時期及び災害廃棄物の受入開始時期についても併せて記載して下さい。

(注3) 変更箇所は朱書きとして下さい。

【被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県）】

※メールの最下部には、送信者の組織、連絡先の入った「署名」を必ず入れる

※「応援要請内容」については、不要な項目は削除した上で、応援を要請する項目のみを記載する。

※応援要請リストを活用する場合は、記入済みの応援要請リストを本メールに添付する。

※下記の内容を、メールの本文に直接記載又は下記内容を記載したファイルをメールに添付する。

(件名)

【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 市町村

(本文)

(県担当課) 御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本市への応援を以下のとおり要請します。

●応援要請内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (○人 ○日)

廃棄物系技術者 (○人 ○日)

土木系技術者 (○人 ○日)

その他 (○人 ○日)

《車両・資機材》 ○台 ○日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (○台 ○日)

し尿収集運搬車両 (○台 ○日)

仮設トイレ (○基 ○日)

その他車両・資機材 (内容：) (○台 ○日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量： ○台・基 期間 ○日)

【被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県）：記入例】

(件名)

【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 〇〇 市

(本文)

(県担当課) 御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本市への応援を以下のとおり要請します。

●応援要請内容

《人員》 4人 7日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- 事務系 (1人 7日)
- 廃棄物系技術者 (3人 7日)
- 土木系技術者 (〇人 〇日)
- その他 (〇人 〇日)

《車両・資機材》 2台 7日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- ごみ収集運搬車両 (2台 7日)
- し尿収集運搬車両 (〇台 〇日)
- 仮設トイレ (〇基 〇日)
- その他車両・資機材 (内容：) (〇台 〇日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

- () (数量：〇台・基期間 〇日)

【被災県様式－1：応援要請（被災県→環境事務所）】

- ※メールの最下部には、送信者の組織、連絡先の入った「署名」を必ず入れる
- ※「応援要請内容」については、不要な項目は削除した上で、応援を要請する項目のみを記載する。
- ※各被災市町村が作成・送付した応援要請リストがある場合は、メールに添付する。
- ※記載した内容を、メールの本文に直接記載又は下記内容を記載したファイルをメールに添付する。

(件名)

【災害廃棄物処理等に係る応援要請】_____県

(本文)

(環境事務所資源循環課) 御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本県への応援を以下のとおり要請します。

<◎◎県>

●応援要請内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (○人 ○日)

廃棄物系技術者 (○人 ○日)

土木系技術者 (○人 ○日)

その他 (○人 ○日)

<◎◎市> 担当課_____

担当者名_____ 連絡先_____

●応援要請内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (○人 ○日)

廃棄物系技術者 (○人 ○日)

土木系技術者 (○人 ○日)

その他 (○人 ○日)

《車両・資機材》 ○台 ○日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (○台 ○日)

し尿収集運搬車両 (○台 ○日)

仮設トイレ (○基 ○日)

その他車両・資機材 (○台 ○日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量: ○台・基 期間: ○日)

(複数市町村が応援要請を行う場合は、被災県は上記をコピーし使用してください)

【被災県様式－1：応援要請（被災県→環境事務所）：記入例】

(件名)

【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 ○○ 県

(本文)

(環境事務所資源循環課) 御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本県への応援を以下のとおり要請します。

<○○県>

●応援要請内容

《人員》 2人 10日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (2人 10日)

<○○市> 担当課 環境政策課

担当者名 ○○ 太郎 連絡先 ○○○-○○○○-○○○○

●応援要請内容

《人員》 4人 7日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (1人 7日)

廃棄物系技術者 (3人 7日)

《車両・資機材》 2台 7日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (2台 7日)

(複数市町村が応援要請を行う場合は、被災県は上記をコピーし使用してください)

<○○市> 担当課 環境生活課

担当者名 ○○ 花子 連絡先 ○○○-○○○○-○○○○

●応援要請内容

《人員》 2人 7日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (1人 7日)

廃棄物系技術者 (1人 7日)

《車両・資機材》 1台 7日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (1台 7日)

【被災県様式－2：応援要請への回答（被災県→被災市町村）】

- ※メールの最下部には、送信者の組織、連絡先の入った「署名」を必ず入れる。
- ※「支援内容」については、不要な項目は削除した上で、応援市町村が支援を行う項目のみを記載する。
- ※応援市町村が支援可能リストを作成・送付した場合はメールに添付する。
- ※下記内容を、メールの本文に直接記載又は下記内容を記載したファイルをメールに添付する。

(件名)

Re : 【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 市町村

(本文)

(市町村担当課) 御中

下記メールによる応援要請に対して、以下のとおり回答します。

応援市町村 _____ 担当課 _____

担当者名 _____ 連絡先 _____

●支援内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に回答いただいている場合は、以下を追記。

事務系 (○人 ○日)

廃棄物系技術者 (○人 ○日)

土木系技術者 (○人 ○日)

その他 (○人 ○日)

《車両・資機材》 ○台 ○日

※必要な資機材が具体的に回答いただいている場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (○台 ○日)

し尿収集運搬車両 (○台 ○日)

仮設トイレ (○基 ○日)

その他車両・資機材 (○台 ○日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量: ○台・基 期間: ○日)

【被災県様式－2：応援要請への回答（被災県→被災市町村）：記入例】

(件名)

Re : 【災害廃棄物処理等に係る応援要請】〇〇市

(本文)

(〇〇市担当課) 御中

下記メールによる応援要請に対して、以下のとおり回答します。

応援市町村 △△県△△市 担当課 環境対策課
担当者名 △△ 太郎 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●支援内容

《人員》4人 7日

※必要な人員が具体的に回答いただいている場合は、以下を追記。

- 事務系 (1人 7日)
廃棄物系技術者 (3人 7日)
土木系技術者 (〇人 〇日)
その他 (〇人 〇日)

《車両・資機材》2台 7日

※必要な資機材が具体的に回答いただいている場合は、以下を追記。

- ごみ収集運搬車両 (2台 7日)
し尿収集運搬車両 (〇台 〇日)
仮設トイレ (〇基 〇日)
その他車両・資機材 (〇台 〇日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量:〇台・基期間:〇日)

【環境事務所様式—1：応援要請（環境事務所→応援県市）】

※被災県及び被災市町村ごとに、被災情報を被災県からの情報に基づき列挙したものを送付する。

※被災県・各被災市町村が作成・送付した応援要請リストがある場合は、メールに添付する。

※メールの最下部には、送信者の組織、連絡先の入った「署名」を必ず入れる。

※「応援要請内容」については、被災県から送付された応援を要請する項目のみを記載する。

※上記の内容を、メールの本文に直接記載又は下記内容を記載したファイルをメールに添付する。

(件名)

【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 県市

(本文)

(応援県市担当課) 御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る①②県への応援を以下のとおり要請します。

<①②県>

●応援要請内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (○人 ○日)

廃棄物系技術者 (○人 ○日)

土木系技術者 (○人 ○日)

その他 (○人 ○日)

<①②市>

●応援要請内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (○人 ○日)

廃棄物系技術者 (○人 ○日)

土木系技術者 (○人 ○日)

その他 (○人 ○日)

《車両・資機材》

○台 ○日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (○台 ○日)

し尿収集運搬車両 (○台 ○日)

仮設トイレ (○基 ○日)

その他車両・資機材 (○台 ○日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量: ○台・基 期間: ○日)

(複数市町村への応援要請を行う場合は、上記をコピーし使用。)

【環境事務所様式—1：応援要請（環境事務所→応援県市）：記入例】

(件名)

【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 △△ 県

(本文)

(△△県担当課) 御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る◎◎県への応援を以下のとおり要請します。

<◎◎県>

●応援要請内容

《人員》 2人 10日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (2人 10日)

<〇〇市>

●応援要請内容

《人員》 4人 7日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (1人 7日)

廃棄物系技術者 (3人 7日)

《車両・資機材》 2台 7日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (2台 7日)

(複数市町村への応援要請を行う場合は、上記をコピーし使用。)

<◎◎市>

●応援要請内容

《人員》 2人 7日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (1人 7日)

廃棄物系技術者 (1人 7日)

《車両・資機材》 1台 7日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (1台 7日)

【環境事務所様式－2：応援要請への回答（環境事務所→被災県）】

※被災市町村ごとに、支援可能な内容に関する情報を列挙したものを送付する。

※応援県・各応援市町村が作成・送付した支援可能リストがある場合は、メールに添付する。

※メールの最下部には、送信者の組織、連絡先の入った「署名」を必ず入れる。

※「支援内容」については、【応援県様式－2：応援要請への回答（応援県→環境事務所）】の要請文に記載されている内容を基本とし、不要な項目は削除した上で、支援を行う項目のみを記載する。

※下記内容を、メールの本文に直接記載又は下記内容を記載したファイルをメールに添付する。

(件名)

Re : 【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 県

(本文)

(県担当課) 御中

◎○県への応援要請に対して、応援県及び応援市町村を以下のとおり回答します。

応援県 _____ 担当課 _____

担当者名 _____ 連絡先 _____

●支援内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (○人 ○日)

廃棄物系技術者 (○人 ○日)

土木系技術者 (○人 ○日)

その他 (○人 ○日)

<○○市への支援>

応援市町村 _____ 担当課 _____

担当者名 _____ 連絡先 _____

●支援内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (○人 ○日)

廃棄物系技術者 (○人 ○日)

土木系技術者 (○人 ○日)

その他 (○人 ○日)

《車両・資機材》 ○台 ○日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (○台 ○日)

し尿収集運搬車両 (○台 ○日)

仮設トイレ (○基 ○日)

その他車両・資機材 (○台 ○日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量: ○台・基 期間: ○日)

(複数市町村への応援要請を行う場合は、上記をコピーし使用。)

【環境事務所様式—2：応援要請への回答（環境事務所→被災県）：記入例】

(件名)

Re : 【災害廃棄物処理等に係る応援要請】〇〇 県

(本文)

(〇〇県担当課) 御中

〇〇県への応援要請に対して、応援県及び応援市町村を以下のとおり回答します。

応援県 △△県 担当課 循環型社会課

担当者名 △△ 二郎 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●支援内容

《人員》 2人 10日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (2人 10日)

<〇〇市への支援>

応援市町村 △△県△△市 担当課 環境対策課

担当者名 △△ 太郎 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●支援内容

《人員》 4人 7日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (1人 7日)

廃棄物系技術者 (3人 7日)

《車両・資機材》 2台 7日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (2台 7日)

(複数市町村への応援要請を行う場合は、上記をコピーし使用。)

<〇〇市への支援>

応援市町村 △△県▲▲市 担当課 環境政策課

担当者名 ▲▲ 太郎 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●支援内容

《人員》 2人 7日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (1人 7日)

廃棄物系技術者 (1人 7日)

《車両・資機材》 1台 7日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (1台 7日)

【環境事務所様式—3：応援要請検討依頼文書（環境事務所 → 構成員県市）】

事務連絡
令和〇〇年〇月〇日

災害廃棄物対策中国ブロック協議会
構成県市
災害廃棄物処理ご担当部局長様

災害廃棄物対策中国ブロック協議会事務局
(中国四国地方環境事務所 所長)

〇〇災害における広域連携支援のための職員派遣の検討について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇県内の災害廃棄物処理対応に関して、中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。

つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴職員の派遣について御検討いただき、〇月〇日までに下記連絡先まで御回答いただきますようお願い申し上げます。

また、協議会構成員以外の市町村への依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：

派遣先自治体：

派遣人数：

派遣内容：

回答期限：

連絡先	
担当部署	中国四国地方環境事務所 資源循環課
担当者名	
電話番号	
E-mail	

【環境事務所様式—3：応援要請検討依頼文書（環境事務所 → 構成員県市）：記入例】

事務連絡
令和〇〇年〇月〇日

災害廃棄物対策中国ブロック協議会
構成県市
災害廃棄物処理ご担当部局長様

災害廃棄物対策中国ブロック協議会事務局
(中国四国地方環境事務所 所長)

〇〇災害における広域連携支援のための職員派遣の検討について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇県内の災害廃棄物処理対応に関して、中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。

つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴職員の派遣について御検討いただき、〇月〇日までに下記連絡先まで御回答いただきますようお願い申し上げます。

また、協議会構成員以外の市町村への依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：令和〇年〇月〇日～〇月〇日

派遣先自治体：〇〇県〇〇市

派遣人数：〇人

派遣内容：災害廃棄物処理の支援

回答期限：令和〇年〇月〇日～〇月〇日

連絡先	
担当部署	中国四国地方環境事務所 資源循環課
担当者名	中四国 太郎
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail	〇〇〇〇@env.go.jp

【環境事務所様式—4：応援要請文書（環境事務所 → 県）】

事務連絡
令和〇〇年〇月〇日

〇〇県 災害廃棄物処理担当部局長様

災害廃棄物対策中国ブロック協議会事務局
(中国四国地方環境事務所 所長)

〇〇災害における広域連携支援のための職員派遣について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇県内の災害廃棄物処理対応について、中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。

つきましては、被災県を支援することを目的として、貴県職員の派遣について下記の通り御配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、貴県下市町村への派遣職員依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：

派遣先自治体：

派遣人数：

派遣内容：

連絡先	
担当部署	中国四国地方環境事務所 資源循環課
担当者名	
電話番号	
E-mail	

【環境事務所様式—4：応援要請文書（環境事務所 → 県）：記入例】

事務連絡
令和〇〇年〇月〇日

〇〇県 災害廃棄物処理担当部局長様

災害廃棄物対策中国ブロック協議会事務局
(中国四国地方環境事務所 所長)

〇〇災害における広域連携支援のための職員派遣について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇県内の災害廃棄物処理対応について、中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。

つきましては、被災県を支援することを目的として、貴県職員の派遣について下記の通り御配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、貴県下市町村への派遣職員依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日

派遣先自治体：〇〇県〇〇市

派遣人数：〇人

派遣内容：災害廃棄物処理の支援

連絡先	
担当部署	中国四国地方環境事務所 資源循環課
担当者名	中四国 太郎
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail	〇〇〇〇@env.go.jp

【応援県様式－1：応援要請（応援県→応援市町村）】

- ※被災市町村の被災情報を被災県からの情報に基づき列挙したものを送付する。
- ※被災市町村が作成・送付した応援要請リストがある場合は、メールに添付する。
- ※メールの最下部には、送信者の組織、連絡先の入った「署名」を必ず入れる
- ※「応援要請内容」については、被災県から送付された応援を要請する項目のみを記載する。
- ※下記の内容を、メールの本文に直接記載又は下記内容を記載したファイルをメールに添付する。

(件名)

【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 県

(本文)

(応援市町村担当課) 御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る〇〇県〇〇市町村への応援を以下のとおり要請します。

○支援を受ける被災県市町村名：〇〇県〇〇市町村

●応援要請内容

《人員》 人 日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (人 日)

廃棄物系技術者 (人 日)

土木系技術者 (人 日)

その他 (人 日)

《車両・資機材》

台 日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (台 日)

し尿収集運搬車両 (台 日)

仮設トイレ (基 日)

その他車両・資機材 (台 日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量：台・基 期間：日)

【応援県様式－1：応援要請（応援県→応援市町村）：記入例】

(件名)

【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 △△ 県

(本文)

(△△市町村担当課) 御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る◎◎県〇〇市への応援を以下のとおり要請します。

○支援を受ける被災県市町村名：◎◎県〇〇市町村

●応援要請内容

《人員》 4人 7日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- 事務系 (1人 7日)
廃棄物系技術者 (3人 7日)
土木系技術者 (〇人 〇日)
その他 (〇人 〇日)

《車両・資機材》

2台 7日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- ごみ収集運搬車両 (2台 7日)
便器収集運搬車両 (〇台 〇日)
仮設トイレ (〇基 〇日)
その他車両・資機材 (〇台 〇日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量：〇台・期間：〇日)

【応援県様式－2：応援要請への回答（応援県→環境事務所）】

- ※県から環境事務所へ報告する際は、被災市町村ごとに、支援可能な応援市町村とその内容に関する情報を列挙したものを送付する。
- ※各応援市町村が作成・送付した支援可能リストのエクセルファイルがある場合は、メールに添付する。
- ※「支援内容」については、環境事務所からの要請文に記載されている内容を基本とし、不要な項目は削除した上で、支援を行う項目のみを記載する。
- ※メールの最下部には、送信者の組織、連絡先の入った「署名」を必ず入れる。
- ※下記内容をメールの本文に直接記載、又は下記内容を記載したファイルをメールに添付する。

(件名)

Re: 【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 県

(本文)

(環境事務所資源循環課) 御中

下記メールによる応援要請に対して、応援県として以下のとおり回答します。

○支援を受ける被災県名 : _____ 県

●支援内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

□事務系 (○人 ○日)

□廃棄物系技術者 (○人 ○日)

□土木系技術者 (○人 ○日)

□その他 (○人 ○日)

○支援を受ける被災県市町村名 : _____ 県 _____ 市町村

○応援を行う市町村名 : _____ 担当課 _____

担当者名 _____ 連絡先 _____

●支援内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

□事務系 (○人 ○日)

□廃棄物系技術者 (○人 ○日)

□土木系技術者 (○人 ○日)

□その他 (○人 ○日)

《車両・資機材》 ○台 ○日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

□ごみ収集運搬車両 (○台 ○日)

□し尿収集運搬車両 (○台 ○日)

□仮設トイレ (○基 ○日)

□その他車両・資機材 (○台 ○日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

□ () (数量: ○台・基 期間: ○日)

(複数市町村が支援を行う場合は、応援県は上記をコピーし使用してください)

【応援県様式－2：応援要請への回答（応援県→環境事務所）：記入例】

(件名)

Re: 【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 △△ 県

(本文)

(環境事務所資源循環課) 御中

下記メールによる応援要請に対して、応援県として以下のとおり回答します。

○支援を受ける被災県名 : ◎◎ 県

●支援内容

《人員》 2人 10日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (2人 10日)

○支援を受ける被災県市町村名 : ◎◎ 県 〇〇市

○応援を行う市町村名 : △△県△△市 担当課 環境対策課

担当者名 △△ 太郎 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●支援内容

《人員》 4人 7日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (1人 7日)

廃棄物系技術者 (3人 7日)

《車両・資機材》 2台 7日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (2台 7日)

(複数市町村が支援を行う場合は、応援県は上記をコピーし使用してください)

○支援を受ける被災県市町村名 : ◎◎ 県 〇〇市

○応援を行う市町村名 : △△県▲▲市 担当課 環境政策課

担当者名 ▲▲ 太郎 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●支援内容

《人員》 2人 7日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (1人 7日)

廃棄物系技術者 (1人 7日)

《車両・資機材》 1台 7日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (2台 7日)

【応援市町村様式：応援要請への回答（応援市町村→応援県）】

※環境事務所または応援県からの要請文メールを引用して返信する形で回答することが望ましい。

※メールの最下部には、送信者の組織、連絡先の入った「署名」を必ず入れる。

※「支援内容」については、不要な項目は削除した上で、支援を行う項目のみを記載する。

※支援可能リストを活用する場合は、本文中の「※」印部分を記載するとともに、記入済みの支援可能リストを本メールに添付する。

※下記の内容を、メールの本文に直接記載又は下記内容を記載したファイルをメールに添付する。

(件名)

Re: 【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 市町村

(本文)

(県担当課) 御中

メールによる応援要請に対して、応援市町村として以下のとおり回答します。

○支援を行う被災市町村

被災市町村 _____

●支援内容

《人員》 ○人 ○日

※支援職員の内訳が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (○人 ○日)

廃棄物系技術者 (○人 ○日)

土木系技術者 (○人 ○日)

その他 (○人 ○日)

《車両・資機材》 ○台 ○日

※支援可能な資機材の内訳が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (○台 ○日)

し尿収集運搬車両 (○台 ○日)

仮設トイレ (○基 ○日)

その他車両・資機材 (内容：) (○台 ○日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量：○台・基 期間：○日)

【応援市町村様式：応援要請への回答（応援市町村→応援県）：記入例】

(件名)

Re: 【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 △△ 市町村

(本文)

(県担当課) 御中

メールによる応援要請に対して、応援市町村として以下のとおり回答します。

○支援を行う被災市町村

被災市町村 ◎◎ 県 ○○市

●支援内容

《人員》 4人 7日

※支援職員の内訳が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (1人 7日)

廃棄物系技術者 (3人 7日)

土木系技術者 (○人 ○日)

その他 (○人 ○日)

《車両・資機材》 2台 7日

※支援可能な資機材の内訳が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (2台 4日)

糞尿収集運搬車両 (○台 ○日)

仮設トイレ (○基 ○日)

その他車両・資機材 (内容：―――) (○台 ○日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

(―――) (数量：○台・基期間：○日)

3. 応援要請リスト、支援可能リスト

【被災県用】応援要請リスト

所属		担当者名
電話		メール

応援要請項目に「✓」 ↑	応援職員にしてほしいこと	実施時期の目安(※1)					災害対応未経験の自治体が 発災直後に優先的に 要請すべきこと(※2) 支援要請すべきこと(※2)	備考 (必要人数、支援要請の具体的な内容、支援側に求める条件等があれば、適宜記載する)
		発災直後	1週間程度	1ヶ月程度以内	1ヶ月程度以降	3ヶ月程度以内		
<input type="checkbox"/> 1 □ 対応方針に関する助言	○	○	○	○	◎			
1-1 人的体制に関する助言 →必ず対応方針についてある助言	○				○			
1-2 (発災直後は「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む)	○	○	○	○	○			
1-3 廃棄物にかかる技術的な助言	○	○	○	○	○			
1-4 事務委託等の判断に係る助言	○							
<input type="checkbox"/> 2 □ 被害状況の調査	○	○	○		○			
2-1 被災地での災害廃棄物に関する状況把握	○	○	○		○			
2-2 被災地の写真撮影	○	○	○		○			
2-3 庁舎内での被災状況の情報収集、とりまとめ	○	○	○		○			
<input type="checkbox"/> 3 □ 市町村との連携・情報共有	○	○						
3-1 被災市町村の体制の確認	○							
3-2 被災市町村でのリエゾン活動、情報収集	○	○			○			
3-3 市町村からの問合せ対応	○	○	○					
<input type="checkbox"/> 4 □ 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理	○	○	○					
<input type="checkbox"/> 5 □ 応援・受援に係る調整	○							
5-1 市町村からの支援要請の調整	○							
5-2 店接職員等の宿泊場所の確保	○							
<input type="checkbox"/> 6 □ 市町村の設置する仮置場に関する状況把握、市町村への助言	○	○	○	○				
6-1 仮置場の設置状況、管理体制の確認(毎日)	○							
6-2 仮置場の管理運営に係る助言・指導(現地訪問、電話対応)	○	○						
6-3 二次仮置場の選定・設置に係る支援・助言	○	○	○					
6-4 二次仮置場の設計に係る算定	○	○	○					
<input type="checkbox"/> 7 □ 災害廃棄物の発生量推計	○	○		○				
<input type="checkbox"/> 8 □ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援	○	○	○					
<input type="checkbox"/> 9 □ 災害廃棄物の処理に関する事務(処理先の整理、処理費用の積算等)	○	○						
9-1 災害廃棄物の処理先と処理可能な廃棄物のリスト作成	○							
9-2 (他県も含めた)廃棄物の処理先等の調整	○				○			
9-3 災害廃棄物の処理費用積算のための単価表等の作成	○							
9-4 発注・積算事務への助言	○							
9-5 廃棄物処理に関する民間事業者との調整	○							
<input type="checkbox"/> 10 □ 広報・県民対応	○	○						
10-1 広報用資料等の作成	○	○						
10-2 県民からの問合せ対応	○	○						
<input type="checkbox"/> 11 □ 災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援	○	○	○	○				
11-1 災害査定、査定資料作成に係る市町村への助言・問合せ対応	○	○	○	○				
11-2 補助金・災害査定に関する情報収集、市町村への情報提供	○	○	○	○				
11-3 災害報告書の作成	○	○	○	○				
11-4 災害査定の日程調整・行程作成等の準備	○	○	○	○				
<input type="checkbox"/> 12 □ 公費解体に関する市町への助言	○							
12-1 (事務委託を受けた場合) 二次仮置場の管理監督	○							
<input type="checkbox"/> 13 □ (事務委託を受けた場合) 二次仮置場の管理監督	○							

【応援県用】支援可能リスト

所属		担当者名		職種	
電話		メール			

■災害対応経験（ある場合）

対応した災害（年度・名称）	対応業務
---------------	------

応援可能項目に「✓」 応援職員ができること	応援側で用意することが望ましい備品	応援職員に望まれる技能等			実施時期の目安（※1）					備考 (応援にあたって必要な宿泊先・移動手段・資材等は 基本的には応援側が調達するものとする。ただし、受 援側に求める事項・条件等があれば、適宜記載する)
		災害廃棄物対応経験	平時の廃棄物の当該業務にかかる業務知識	土木・建築の技術職	普通自動車免許	発災直後	1発災後約1週間程度以内	1発災後約3ヶ月程度以内	3か月程度以内	
<input type="checkbox"/> 1 □ 対応方針に関する助言						○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 1-1 人的体制に関する助言						○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 1-2 対応方針全般に係る助言（発災直後は「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）						○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 1-3 廃棄物にかかる技術的な助言						○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 1-4 事務委託等の判断に係る助言						○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 2 □ 被害状況の調査						○	○	○		
<input type="checkbox"/> 2-1 被災地での災害廃棄物に関する状況把握	通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等					○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 2-2 被災地の写真撮影	通信手段／公用車／地図・カーナビ／デジカメ					○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 2-3 戸内での被災状況の情報収集、とりまとめ	PC／通信手段					○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 3 □ 市町村との連携・情報共有						○	○			
<input type="checkbox"/> 3-1 被災市町村の体制の確認	通信手段／PC					○	○			
<input type="checkbox"/> 3-2 被災市町村でのリエフン活動・情報収集	通信手段／公用車／地図・カーナビ					○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 3-3 市町村からの問合せ対応						○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 4 □ 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理	PC					○	○	○		
<input type="checkbox"/> 5 □ 応援・支援に係る調整						○				
<input type="checkbox"/> 5-1 市町村からの支援要請の調整						○				
<input type="checkbox"/> 5-2 応援職員等の宿泊場所の確保						○				
<input type="checkbox"/> 6 □ 市町村の設置する仮置場に関する状況把握、市町村への助言						○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 6-1 仮置場の設置状況・管理状況の確認（毎日）	PC					○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 6-2 仮置場の管理運営に係る助言・指導（現地訪問、電話対応）	通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等					○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 6-3 二次仮置場の選定・設置に係る支援・助言						○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 6-4 二次仮置場の設計に係る積算	PC					○		○	○	
<input type="checkbox"/> 7 □ 災害廃棄物の発生量推計	PC					○		○	○	
<input type="checkbox"/> 8 □ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援	PC					○		○	○	
<input type="checkbox"/> 9 □ 災害廃棄物の処理に関する事務（処理先の整理、処理費用の積算等）						○		○	○	
<input type="checkbox"/> 9-1 災害廃棄物の処理先と処理可能な廃棄物のリスト作成	PC					○		○	○	
<input type="checkbox"/> 9-2 「他県も含めた」廃棄物の処理先等の調整						○		○	○	
<input type="checkbox"/> 9-3 災害廃棄物の処理費用積算のための単価表等の作成	PC					○		○	○	
<input type="checkbox"/> 9-4 発注・積算事務への助言						○		○	○	
<input type="checkbox"/> 9-5 廃棄物処理に関する民間事業者との調整						○		○	○	
<input type="checkbox"/> 10 □ 広報・県民対応						○	○			
<input type="checkbox"/> 10-1 広報用資料等の作成	PC					○		○	○	
<input type="checkbox"/> 10-2 県民からの問合せ対応						○		○	○	
<input type="checkbox"/> 11 □ 災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援						○		○	○	
<input type="checkbox"/> 11-1 災害査定、査定資料作成に係る市町村への助言・問合せ対応						○		○	○	
<input type="checkbox"/> 11-2 補助金・災害査定に関する情報収集、市町村への情報提供						○		○	○	
<input type="checkbox"/> 11-3 災害報告書の作成	PC					○		○	○	
<input type="checkbox"/> 11-4 災害査定の日程調整・行程作成等の準備						○		○	○	
<input type="checkbox"/> 12 □ 公費解体に関する市町への助言						○		○	○	
<input type="checkbox"/> 13 □ (事務委託を受けた場合) 二次仮置場の管理監督	通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等					○			○	

【被災市町村用】応援要請リスト

所属		担当者名	
電話		メール	

項目 応 援 要 請 →	応援職員にしてほしいこと	実施時期の目安（※1）						自 治 体 が 災 害 に 対 応 す べ き こ と （※ 2 ）	備考 (必要人数、支援要請の具体的な内容、支援側に求める条件等があれば、適宜記載する)
		発 災 直 後	1 週 間 後 度	1 か 月 程 度	約 1 か 月 程 度	3 か 月 程 度	3 か 月 程 度		
<input type="checkbox"/> 1 □ 災害廃棄物対応全般に関する助言		○	○	○	○	○	○	◎	
<input type="checkbox"/> 1-1 必要な対策・対応に係る助言（発災直後は、「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした応援項目の整理を含む）		○	○	○	○	○	○	◎	
<input type="checkbox"/> 1-2 支援要請が必要な内容の整理に係る助言		○	○					◎	
<input type="checkbox"/> 2 □ 市町村内の被災状況、民間事業者の被災状況の調査		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 2-1 民間事業者の被災状況の収集・整理		○							
<input type="checkbox"/> 2-2 市町村内の地区ごとの被災状況の情報収集		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 3 □ 国・県・他市町村との連携・情報共有		○						◎	
<input type="checkbox"/> 3-1 周辺自治体の被災状況の把握		○						○	
<input type="checkbox"/> 3-2 国・県・支援団体（他市町村）との情報共有、被害状況の共有（緊急時のみ）		○						○	
<input type="checkbox"/> 3-3 国・県との連絡調整窓口		○						○	
<input type="checkbox"/> 4 □ 受援に係る調整・状況把握、車両の確保・受け入れ		○	○						
<input type="checkbox"/> 4-1 近隣自治体にある宿泊施設の確保（支援隊受入）		○							
<input type="checkbox"/> 4-2 受援状況の把握		○	○						
<input type="checkbox"/> 4-3 パッカ車等の応接車両の手配・調整、車両基地確保		○	○						
<input type="checkbox"/> 5 □ 市町村民・被災者への対応		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 5-1 問合せ（電話）対応、市町村民からの問合せのタクシジョン役		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 5-2 問合せ内容の仕分け・整理、住民の要望の把握		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 6 □ 広報用資料の作成、市町村民への広報支援		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 7 □ 把握した被害状況・災害廃棄物発生状況等の分析（集計・データ化）		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 8 □ 廃棄物の排出・保管状況の把握		○							
<input type="checkbox"/> 8-1 有害災害廃棄物の保管状況把握		○							
<input type="checkbox"/> 8-2 勝手仮置場の状況・災害廃棄物発生状況の確認		○							
<input type="checkbox"/> 8-3 ごみ処理場までのルート確認、確保		○							
<input type="checkbox"/> 9 □ 仮置場の設置手順の助言・管理運用方針に関する検討・助言		○	○					◎	
<input type="checkbox"/> 10 □ 仮置場での管理運営		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 10-1 仮置場の交通整理、車両誘導、積み下ろし補助		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 10-2 仮置場での市民対応・分別指導、便乗ゴミの監視・現場対応		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 11 □ 収集車両の割り振り		○	○						
<input type="checkbox"/> 12 □ 避難所ごみの発生状況の把握・整理		○	○						
<input type="checkbox"/> 13 □ 仮設トイレの設置に関する助言・現場支援		○							
<input type="checkbox"/> 13-1 仮設トイレの設置手順の助言		○							
<input type="checkbox"/> 13-2 現場での仮設トイレ設置の準備		○							
<input type="checkbox"/> 14 □ 災害廃棄物の発生量推計		○	○					◎	
<input type="checkbox"/> 14-1 災害廃棄物の発生量・推計方法の検討		○	○					◎	
<input type="checkbox"/> 14-2 災害廃棄物の発生量推計		○	○					◎	
<input type="checkbox"/> 15 □ 災害廃棄物の保管・処分にかかる事務支援・助言		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 15-1 仮置場に保管されている廃棄物量の整理・処理実績のチェック等		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 15-2 処分先・処理フローの検討にかかる助言		○							
<input type="checkbox"/> 16 □ 被災自動車の処理		○							
<input type="checkbox"/> 17 □ 二次仮置場開設に係る助言		○							
<input type="checkbox"/> 18 □ 二次仮置場整備に係る土木系の積算事務		○	○	○					
<input type="checkbox"/> 19 □ 災害廃棄物処理実行計画の策定支援		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 20 □ 災害査定・補助金申請に関する事務支援・助言		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 21 □ 公費解体の運用方針・制度の検討・構築、助言		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 22 □ 公費解体に係る費用償還の事務支援		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 22-1 解体費用の計算		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 22-2 解体費用償還の事務支援		○	○	○	○	○	○		
<input type="checkbox"/> 22-3 公費解体の受付事務・市町村民への説明		○	○	○	○	○	○		

【応援市町村用】支援可能リスト

所属		担当者名		職種	
電話		メール			

■災害対応経験（ある場合）

対応した災害（年度・名称）	対応業務

応援可能項目に「〇」→	応援員にできること	応援側で用意することが望ましい備品	応援職員に望まれる技能等				実施時期の目安（※1）				備考 (応援にあたって必要な宿泊先・移動手段・資材等は基本的に 応援側が調達するものとする。ただし、受援側に求める事項・条件等があれば、適宜記載する)
			災害廃棄物対応経験	平時の業務経験にかかる業務にかかる知識	土木・建築の技術職	普通自動車免許	発災直後	1発災直後～程度以内	1か月後～約1週間	3ヶ月程度以内	
1 □ 災害廃棄物対応全般に関する助言							○	○	○	○	○
1-1 必要な対策・対応に係る助言（発災直後は、「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）			○				○	○	○	○	○
1-2 受援要請が必要な内容の整理に係る助言			○				○	○			
2 □ 市町村内の被災状況・民間事業者の被災状況の調査							○	○	○	○	○
2-1 民間事業者の被災状況の収集・整理	PC		○				○	○	○	○	○
2-2 市町村内の地区ごとの被災状況の情報収集	通信手段／（公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等）		○				○	○	○	○	○
3 □ 国・県・市町村との連携・情報共有							○				
3-1 周辺自治体の被災状況の把握			○				○	○			
3-2 国・県・支援団体（市町村）との情報共有、被害状況の共有（緊急性、今後の見込み等について）	PC／通信手段		○				○				
3-3 国・県との連絡調整窓口	通信手段		○				○				
4 □ 受援に係る調査・状況把握、車両の確保・受入れ							○	○			
4-1 近隣自治体にある宿泊施設の確保（支援隊受入）							○				
4-2 受援状況の把握	PC						○	○			
4-3 バッカーカー車等の応援車両の手配・調整、車両基地確保	通信手段		○				○	○			
5 □ 市町村民：被災者への対応							○	○	○	○	○
5-1 間合せ（電話）対応、市町村民からの間合せのクッション役			○				○	○	○	○	○
5-2 間合せ内容の仕分け・整理、住民の要望の把握			○				○	○	○	○	○
6 □ 広報用資料の作成、市町村民への広報支援	PC						○	○	○	○	○
7 □ 把握した被災状況・災害廃棄物発生状況等の分析（集計・データ化）	PC		○				○	○	○	○	○
8 □ 廃棄物の排出・保管状況の把握							○				
8-1 害有り廃棄物の保管状況把握			○				○				
8-2 勝手口置場の状況・災害廃棄物発生状況の確認	通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等		○				○				
8-3 ごみ処理までのルート確認、確保							○				
9 □ 仮置場の設置手順の助言・管理運用方針に関する検討・助言			○				○	○			
10 □ 仮置場での管理運営							○	○	○	○	○
10-1 仮置場の交通整理、車両誘導、積み下ろし補助	ヘルメット・軍手等		○				○	○	○	○	○
10-2 仮置場での市民対応・分別指導、使乗ごみの監視・現場対応	ヘルメット・軍手等		○				○	○	○	○	○
11 □ 収集車両の割り振り	通信手段／PC		○				○	○			
12 □ 避難所ごみの発生状況の把握・整理	通信手段／PC						○	○			
13 □ 仮設トイレの設置に関する助言・現場支援							○				
13-1 仮設トイレの設置手順の助言			○				○				
13-2 現場での仮設トイレ設置の準備	ヘルメット・軍手等		○				○				
14 □ 災害廃棄物の発生量推計							○	○			
14-1 災害廃棄物の発生量の推計方法の検討	PC		○				○	○			
14-2 災害廃棄物の発生量推計	PC		○				○	○			
15 □ 災害廃棄物の保管・処分にかかる事務支援・助言							○	○	○	○	○
15-1 仮置場に保管されている廃棄物量の整理、処理実績のチェック等	PC		○				○	○	○	○	○
15-2 処分先・処理フローの検討にかかる助言			○				○				
16 □ 被災自動車の処理							○				
17 □ 二次仮置場開設に係る助言			○				○				
18 □ 二次仮置場整備に係る土木系の積算算定	PC						○				
19 □ 災害廃棄物処理実行計画の策定支援	PC		○				○				
20 □ 災害査定・補助金申請に関する事務支援・助言	PC		○				○	○	○	○	○
21 □ 公費解体の運用方針・制度の検討・構築、助言			○				○	○	○	○	○
22 □ 公費解体に係る費用償還の事務支援							○				
22-1 解体費用の計算	PC						○				
22-2 解体費用償還の事務支援	PC						○				
22-3 公費解体の受け事務・市町村民への説明							○	○			

4. 用語の説明

用語	説明
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の範囲をいう。
災害廃棄物対策中国ブロック協議会	大規模災害発生時の廃棄物対策に関する広域的な連携等について検討する組織であり、中国ブロック内の県、市、民間団体、有識者、国の機関からなる。
D. Waste-Net	災害廃棄物処理支援ネットワーク。 国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク。環境大臣が認定する有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等により構成される。
仮置場	災害廃棄物の一時的に集積する場所や選別・破碎等の中間処理を行う場所のこと。仮置場の機能によって、一次仮置場及び二次仮置場と分ける場合がある。
管理集積所	自治体が設置を認知し、設置場所の管理や分別の指示がなされている。また、見回りや搬出入の管理ができているなど、自治体が適切に管理した被災地近くの暫定の集積所を指す。「住民仮置場」と呼ばれることがある。
災害廃棄物処理計画	平時において地方公共団体が策定する計画であり、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したもの。

5. 災害廃棄物対策中国ブロック協議会連絡網

組織	所属	電話番号	メールアドレス	FAX番号
鳥取県	生活環境部 循環型社会推進課			
鳥取市	市民生活部 環境局 廃棄物対策課			
米子市	市民生活部 クリーン推進課			
島根県	環境生活部 廃棄物対策課			
松江市	環境保全部 廃棄物対策課			
出雲市	経済環境部 環境施設課			
岡山県	環境文化部 循環型社会推進課			
岡山市	環境局 環境部 環境事業課			
倉敷市	環境リサイクル局 リサイクル推進部 一般廃棄物対策課			
広島県	環境県民局 循環型社会課			
広島市	環境局 環境政策課			
福山市	経済環境局 環境部 環境総務課			
呉市	環境部 環境政策課			
山口県	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課			
下関市	環境部 廃棄物対策課			
山口市	環境部 資源循環推進課			
公益社団法人 全国産業資源循環連合会 中国地域協議会				
中国地方整備局	防災室			
中国地方整備局	港湾空港防災・危機管理課長			
中国四国地方環境事務所	資源循環課			

災害発生時に使用する連絡先（非常時優先電話等）

公表する資料にはこの欄は空白。

6. 災害廃棄物処理に関する参考資料

(1) 各県災害廃棄物処理計画における災害種類別の災害廃棄物発生推計量

① 風水害

風水害により発生する災害廃棄物量については、鳥取県及び広島県の災害廃棄物処理計画で推計されていた。広島県においては、土砂災害による災害廃棄物の発生量推計がなされていたため、併せて整理した。

【鳥取県】

(単位:t)

県名	水系	可燃物	不燃物	資源化物	資源化物 (家電)	合計
鳥取県	河内川	393	275	51	11	731
	野坂川	958	671	124	27	1,780
	大路川	4,459	3,123	578	126	8,287
	三徳川	22	16	3	1	42
	東郷池	168	118	22	5	313
	日置川・勝部川	327	229	42	9	608
	板井原川	7	5	1	0	13
	日野川(霞)	9	6	1	0	17
	佐陀川・精進川	851	596	110	24	1,581
	加茂川・旧加茂川	50	35	6	1	93
	由良川	97	68	13	3	181
	蒲生川・小田川	665	466	86	19	1,236
	私都川	148	103	19	4	274
	八東川(県管理区間)	405	284	53	11	753
	塩見川	116	81	15	3	215
	千代川水系	153,456	107,455	19,905	4,336	285,152
	天神川水系	47,028	32,930	6,100	1,329	87,387
	日野川水系	61,208	42,860	7,939	1,730	113,737
	斐伊川水系	231	162	30	7	429

注) 端数処理のため、合計が合わないことがある。

出典: 「鳥取県災害廃棄物処理計画」 (平成30年3月、鳥取県)

【広島県】

市町名	河川名	水害廃棄物 発生推計量 (t)	市町名	河川名	水害廃棄物 発生推計量 (t)
広島市	太田川	552,800	安芸高田市	江の川	5,300
呉市	黒瀬川	39,000	江田島市	—	—
竹原市	賀茂川	16,200	府中町	府中大川	13,000
三原市	沼田川	48,600	海田町	瀬野川	30,800
尾道市	藤井川	10,400	熊野町	二河川	300
福山市	芦田川	226,900	坂町	—	—
府中市	芦田川	13,200	安芸太田町	太田川	1,700
三次市	馬洗川	26,700	北広島町	志路原川	700
庄原市	戸郷川	600	大崎上島町	—	—
大竹市	小瀬川	4,400	世羅町	芦田川	100
東広島市	黒瀬川	6,300	神石高原町	—	—
廿日市市	可愛川	9,400			

市町名	土砂災害廃棄物 発生推計量(t)	市町名	土砂災害廃棄物 発生推計量(t)
広島市	1,415,000	安芸高田市	402,000
呉市	915,000	江田島市	212,000
竹原市	250,000	府中町	78,000
三原市	653,000	海田町	158,000
尾道市	723,000	熊野町	277,000
福山市	643,000	坂町	118,000
府中市	265,000	安芸太田町	299,000
三次市	152,000	北広島町	299,000
庄原市	481,000	大崎上島町	153,000
大竹市	181,000	世羅町	179,000
東広島市	345,000	神石高原町	95,000
廿日市市	421,000		

出典：「広島県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月、広島県）

② 地震災害

各県の災害廃棄物処理計画において、地域防災計画で想定される最大規模の地震における災害廃棄物発生推計量が組成別に整理されている。

(単位:t)

県名	断層の名称	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
鳥取県	鹿野・吉岡断層	55,386	408,096	203,084	32,174	628,531	73,066	1,400,336

出典：「鳥取県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月、鳥取県）

(単位:千t)

県名	断層の名称	可燃物	不燃物	合計
島根県	宍道断層	120	479	599

出典：「島根県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月、島根県）

(単位:t)

県名	想定地震	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
岡山県	南海トラフ巨大地震パターン1 (直後破壊) 冬18時	888,892	1,076,581	2,676,735	338,218	266,574	5,247,000

出典：「岡山県災害廃棄物処理計画に係る基礎調査報告書」（平成27年3月、岡山県）

(単位:千t)

県名	対象地震	可燃物	柱角材	不燃物	コンクリートがら	金属	津波堆積物	合計
広島県	南海トラフ巨大地震	2,314	694	2,314	6,682	848	1,464	14,312

出典：「広島県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月、広島県）

(単位:t)

県名	想定災害	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計	津波堆積物
山口県	南海トラフ地震	109,650	110,010	317,230	40,220	32,890	610,000	4,720,000

出典：「山口県災害廃棄物処理に関する検討報告書」（平成28年5月、山口県）

(2) 仮置場に関する資料

① 仮置場の選定基準

a) 仮置場候補地の選定項目

大規模災害が発生したときの仮置場の選定基準の項目として、次のものが考えられる。

項目		条件	理由
所有者		<ul style="list-style-type: none"> ・公有地（市町村有地、県有地、国有地）がよい。 ・地域住民との関係性が良好である。 ・（民有地である場合）地権者の数が少ない。 	迅速に用地を確保する必要があるため。
面積	一次仮置場	・広いほどよい。	
	二次仮置場	・12ha以上である。	仮設処理施設等を併設するため。
周辺の土地利用		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地でない方が良い。 ・病院、福祉施設、学校等がない方が良い。 ・企業活動や漁業等の住民の生業の妨げにならない方が良い。 	粉塵、騒音、振動等の影響があるため。
土地利用の規制		<ul style="list-style-type: none"> ・法律等により土地の利用が規制されていない。 	粉塵、騒音、振動等の影響があるため。
前面道路幅		<ul style="list-style-type: none"> ・6m以上が良い。 	大型トラックが通行するため。
輸送ルート		<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路のインターチェンジから近い方がよい。 ・緊急輸送路に近い方がよい。 ・鉄道貨物駅、港湾が近くにある方が良い。 	<p>災害廃棄物を搬送する際に、一般道の近隣住民への騒音や粉塵等の影響を軽減させるため。 広域搬送を行う際に、効率的に災害廃棄物を搬送するため。</p>
土地の形状		<ul style="list-style-type: none"> ・起伏のない平坦地が望ましい。 ・変則形状である土地を避ける。 	<p>廃棄物の崩落を防ぐため。 車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため。</p>
土地の基盤整備の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・地盤が硬い方が良い。 ・アスファルト敷きの方が良い。 ・暗渠排水管が存在しない方が良い。 	<p>地盤沈下が起こりやすいため。 土壌汚染しにくい、ガラスが混じりにくいため。 災害廃棄物の重量により、暗渠排水管が破損する可能性が高いため。</p>
設備		<ul style="list-style-type: none"> ・消防用の水を確保できる方が良い。 ・電力を確保できる方が良い。 	<p>仮置場で火災が発生する可能性があるため。 水が確保できれば、夏場はミストにして作業員の熱中症対策にも活用可能。</p> <p>破碎分別処理の機器に電気が必要であるため。</p>
被災考慮		<ul style="list-style-type: none"> ・各種災害（津波、洪水、土石流等）の被災エリアでない方が良い。 ・河川敷は避けるべきである。 ・水につかりやすい場所は避ける方が良い。 	<p>迅速に用地を確保する必要があるため。</p> <p>梅雨に増水の影響を受けるため。 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防止するため。</p>
地域防災計画での位置付け有無		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅、避難所等に指定されていない方が良い。 ・道路啓開の優先順位を考慮する。 	<p>当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。</p> <p>早期に復旧される運搬ルートを活用するため。</p>

出典：「平成28年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務 報告書（平成29年3月）」環境省中国四国地方環境事務所

b) 候補地選定の考え方

上記の選定基準を踏まえ、仮置場候補地を選定する。候補地の選定は、あらかじめ順位付けを行っておくことが必要である。

順位付けは、下記のような仮置場選定チェックリストを用いて行い、チェック数が多い仮置場から優先順位を付けていく。

仮置場選定チェックリスト

区分	項目	条件	判定
① 発災前の留意点	立地条件	(1) 河川敷ではない。	
	前面道路幅	(2) 前面道路幅が 6 m以上ある。	
	所有者	(3) 公有地（市町村有地、県有地、国有地）である。	
		(4) 地域住民との関係性が良好な土地である。	
		(5) （民有地である場合）地権者の数が少ない土地である。	
	面積	(6) 面積が十分にある。（二次仮置場は12ha以上）	
	周辺の土地利用	(7) 周辺が住宅地ではない。	
		(8) 周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。	
		(9) 企業活動や漁業等の住民の生業の妨げにならない場所である。	
	土地利用の規制	(10) 法律等により土地の利用が規制されていない。	
	輸送ルート	(11) 高速道路のインターチェンジから近い。	
		(12) 緊急輸送路に近い。	
		(13) 鉄道貨物駅、港湾が近くにある。	
	土地の形狀	(14) 起伏のない平坦地である。	
		(15) 変則形状の土地ではない。	
	土地の基盤整備の状況	(16) 地盤が硬い。	
		(17) アスファルト敷きである。	
		(18) 暗渠排水管が存在していない。	
	設備	(19) 消火用の水を確保できる場所である。	
		(20) 電力を確保できる場所である。	
	被災考慮	(21) 各種灾害（津波、洪水、土石流等）の被災エリアではない。	
	地域防災計画での位置付け	(22) 地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。	
		(23) 道路啓開の順位が高い。	
② 留発意災点後の	仮置場の配置	(24) 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。	
	被災地との距離	(25) 被災地の近くにある。	

具体的には、下記のように順位づけの作業を行う。合計チェック数を点数化（○の数）し、点数の高い候補地から順位をつける。

災害発生前の仮置場候補地リスト化イメージ図（横軸は一部省略）

候補地名／住所	立地条件	前面道路幅	所有者	面積	周辺の土地利用	土地利用の規制	輸送ルート	土地の形状	土地の基盤整備の状況	設備	被災考慮	地域防災計画での位置づけ	点数（○の数）	発災前の優先順位
A公園 ／△△町〇〇丁目ー ○		○					○						2	E
B広場 ／××町〇〇丁目ー ○	○	○	○		○	○		○		○			7	A
C総合運動公園 ／■■町〇〇丁目ー ○	○	○	○					○	○				5	C
未利用地D ／〇□町〇〇丁目ー ○				○									1	E
E公園 ／△□町〇〇丁目ー ○	○	○	○	○		○	○						6	B
:														

※優先順位は、○の数が同数のものもあると想定されるため、「A, B, C, D, E」の5ランク程度とする。ランクづけは、点数（○の数）を踏まえ、5等分にしてランクづけをすることが最も簡易な方法である。

災害発生後には、事前に選定した候補地の中で、被災していない優先度の高い所から選定していくこととなるが、災害発生後の状況に応じた選定基準も踏まえて選定することとなる。「②発災後の留意点」についてもチェックを行い、合計点数が高い方から仮置場候補地の優先順位を付けていくこととなる。

発災後の仮置場選定イメージ図（横軸は一部省略）

候補地名 ／住所	①発災前の留意点										点数 (○の数)	②発災 後の留 意点	発災前 の優先順位	発災後 の優先順位		
	立地 条件	前 面 道 路 幅	所 有 者	面 積	周 辺 の 土 地 利 用	土 地 利 用 の 規 制	輸 送 ル ート	土 地 の 形 状	土 地 の 基 盤 整 備 の 状 況	設 備						
A公園 ／△△町〇〇 丁目一〇		○					○					2	E	—	—	2 4
B広場 ／××町〇〇 丁目一〇	○	○	○		○	○		○		○		7	A	○	—	8 1
C総合運動公 園 ／■■町〇〇 丁目一〇	○	○	○					○	○			5	C	○	○	7 2
未利用地D ／〇□町〇〇 丁目一〇				○								1	E	—	—	1 5
E公園 ／△□町〇〇 丁目一〇	○	○	○	○		○	○					6	B	—	—	6 3
...																

※「地域防災計画での位置づけ」は計画段階の位置づけであるが、実際の災害発生時においては、仮置場候補地が仮設住宅建設予定地などに確定していた場合は、計画段階の有無に関わらず使用については、調整が必要である。

※「仮置場の配置」の「○」は、他の仮置場との配置バランスを見た上での評価であるため、仮置場単独で評価することは難しい。

※「発災後の優先順位」は、優先順位の高い方から利用調整に着手する順番である。

c) 条件を満たすことができない場合の対応

仮置場候補地を選定する際、上記の条件をすべて満たすことは難しい。その場合は、できるだけ条件を満たすことが多いものから優先順位をつけることとした。一方、満たしていない条件については、対応策を講じたり、制限事項として留意したりすることで利用できる。そのような対応策・制限事項は、下表のとおりである。

仮置場選定チェックリスト

区分	項目	条件	条件を満たさない場合の対応策・制限事項
①発災前の留意点	立地条件	河川敷でない。	梅雨の時期に被らないよう短期間の利用にする。
	前面道路幅	前面道路幅が6m以上ある。	中型以下のトラックを利用する。
	所有者	公有地(市町村有地、県有地、国有地)である。	民有地を活用する。
		地域住民との関係性が良好な土地である。	住民説明会を開催する。
		(民有地である場合)地権者の数が少ない土地である。	住民説明会を開催する。
	面積	面積が十分にある。(二次仮置場は12ha以上)	迅速に処理を行う。
	周辺の土地利用	周辺が住宅地ではない。	粉塵、騒音、振動等の防止対策を行い、周辺の環境へ配慮を行う。
		周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。	
		企業活動や漁業等の住民の生業の妨げにならない場所である。	
	土地利用の規制	法律等により土地の利用が規制されていない。	—
	輸送ルート	高速道路のインターチェンジから近い。	粉塵、騒音、振動等の防止対策を行い、一般道周辺住民に配慮する。周辺からのできる限りアクセスが良い場所を利用する。
		緊急輸送路に近い。	
		鉄道貨物駅、港湾が近くにある。	
	土地の形状	起伏のない平坦地である。	土地を造成してから利用する。
		変則形状の土地ではない。	
	土地の基盤整備の状況	地盤が硬い。	鉄板等を敷いて土地を養生する。
		アスファルト敷きである。	鉄板等を敷いて土地を養生する。
		暗渠排水管が存在していない。	災害廃棄物の重さ・高さを制限する。
	設備	消防用の水を確保できる場所である。	消防署と消火方法について事前協議して対応する。
		電力を確保できる場所である。	移動電源車を確保する。
	被災考慮	各種災害(津波、洪水、土石流等)の被災エリアではない。	被災していない場合は利用可能。
	地域防災計画での位置付け	地域防災計画で仮設住宅、避難所等に指定されていない。	当該機能として利用されていない場合は、利用可能。
		道路啓開の優先順位を考慮する。	可能な限り近くに設置する。
②発災後の留意点	仮置場の配置	仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。	
	被災地との距離	被災地の近くにある。	

② 仮置場レイアウト及び必要な資機材

a) 一次仮置場

一次仮置場のレイアウトを考える際の重要な点は、以下のとおりである。

一次仮置場のレイアウトの留意点

○出入口

- ・出入口に、受付員、誘導員を配置し、受付を設置する。
- ・可能であれば、計量機を設置する。

○動線

- ・動線は一方通行にする。
- ・大型車両中心の行政委託車両と、一般（市民）持込みの車両を明確に区分する。

○災害廃棄物の配置

- ・概ね災害廃棄物の種類に分けて保管する。（H26年豪雨災害を受けた広島市の例では、「流木・柱角材」、「がれき類」、「岩石・コンクリートがら」、「がれき混じり土砂」、「金属類」、「アスファルトがら」、「可燃物」、「不燃物」、「家電4品目」、「処理困難物」で分類している。）
- ・混雑・事故リスク等を勘案し保管場所を決定する。（例えば、「がれき混じり土砂」と「流木・柱角材」は、別車両で搬入することが多いため、保管場所を離すなど。）
- ・面積は、比重や災害廃棄物の発生量を考慮し、木くずなどの体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めに面積を確保しておく。
- ・不法投棄防止の観点から、家電4品目や処理困難物は出入口から見えない場所に保管する。
- ・時間の経過とともに、搬入物量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。

○その他

- ・廃棄物の保管場は、鉄板等により地盤を養生する。
- ・不法投棄等を防止するため、仮置場はフェンス等の囲いを設置する。
- ・粉じん対策として、廃棄物を土地際から離し、散水を行う。

出典：「平成28年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務 報告書（平成29年3月）」環境省中国四国地方環境事務所

b) 二次仮置場

主な二次仮置場のレイアウトのポイント・利用上の留意点は以下のとおりである。

二次仮置場のレイアウトの留意点

【受入品・選別品保管ヤード】

- ・受入品保管ヤードの面積は、祝祭日の搬入停止や、前処理期間等を考慮して設定
- ・敷地内の土壤汚染を防ぐため、保管ヤード下部にシートを配置、アスファルト舗装の実施等

【処理施設ヤード】

- ・場内運搬を少なくするため、処理施設（破碎・選別、手選別、焼却）は、処理の流れにしたがって配置
- ・焼却炉は周辺環境への影響が少ない場所を選定して設置
- ・焼却炉の近辺には、可燃物の保管ヤード、焼却灰の保管ヤード等を隣接して配置
- ・冬期の風雪への対策として、手選別ラインを仮設ハウスや大型テント内に設置
- ・処理ヤードにアスファルト舗装を実施
- ・敷地内の土壤汚染を防ぐため、処理ヤード下部にシートを設置

【管理ヤード】

- ・事務所棟、駐車場、計量設備等は出入口近辺に集約して配置
- ・計量設備は、運行計画等を基に必要台数を設置
- ・計量設備の手前に滞留スペースを設け、通行車両と計量車両との動線を分離
- ・東日本大震災特有の事例として、計量施設近傍に空間放射線量の計測設備を設置
- ・場内出口付近に、タイヤ洗浄設備を設置

【その他ヤード】

- ・主要な場内道路は一方通行として計画。また、車線数は2車線とし、荷下ろし中の車両が居ても通行できる幅員を確保
- ・仮置場への入退場車両による出入口前面道路の渋滞を防止するため、左折入場となるよう運搬経路を計画（転回路を設けた事例もある）
- ・住居が仮置場に近接する場合は、防音設備を設置
- ・粉じんの飛散や泥の引きずりを防ぐため、主要な場内道路はアスファルトで舗装
- ・散水車による定期的な散水を実施
- ・廃棄物の飛散を防止するため、外周部に仮囲いや飛散防止ネットを配置して飛散を防止
- ・保管ヤードや処理ヤードの降雨水がそのまま周囲に流出しないよう側溝を設けるとともに、必要に応じて流末に水処理施設を設置
- ・地盤沈下箇所については、嵩上げや地盤改良等を実施

※アンダーラインは、レイアウトに関わる部分（本協議会で追記）

出典：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「東日本大震災の経験を踏まえた災害廃棄物処理の技術的事項に関する概要報告書－仮置場と混合物処理－」（平成28年3月）

c) 仮置場の設置の際に必要な資機材

仮置場を設置するに当たって、必要となる主な資機材は下記のとおりである。

仮置場の設置に必要となる主な資機材リスト

-
- 遮水シート
 - 敷鉄板
 - 台貫（トラックスケール）
 - フォーク付のバックホウ（油圧シャベル・ユンボ）（粗選別用）
 - 仮置場を囲む周辺フェンス
 - 立て看板（廃棄物の分別区分を示す）
 - コーン標識（区域を示す）
 - ロープ（区域を示す）
 - 散水機
 - チェーン（施錠用）
 - 南京錠（施錠用）
 - 掃除用具
 - 飛散防止ネット
 - 防音シート
 - 脱臭剤
 - 防虫剤
 - 温度計
-

(参考資料) 環境省「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ」(平成28年3月), 廃棄物資源循環学会『災害廃棄物分別・処理実務マニュアル』(ぎょうせい, 平成24年)

d) 仮置場の確保に関する協定

横浜市は、横浜国立大学、横浜商科大学、横浜市立大学と災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定を締結している。その協定書のひな型は、下記のとおりである。

大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定

○○市（以下「甲」という。）と 大学（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時において、災害廃棄物の仮置場の設置協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害時において、甲が乙の施設を仮置場として利用するための手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

（仮置場候補地の通知）

第2条 乙は、仮置場として使用できる施設の範囲を次のように定める。

施設名称	所在地	地積

（協力要請）

第3条 大規模災害時に、甲は、乙に対し前条に定めた施設の提供について仮置場提供に関する協力要請書（第1号様式）をもって、要請できるものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、甲及び乙協議のうえ、要請への承諾の可否を決定し、甲に仮置場提供に関する回答書（第2号様式）により回答するものとする。

（設置期間）

第4条 仮置場の設置期間は、大規模災害のあった日から1年間とする。

（搬入する災害廃棄物の種類）

第5条 搬入する災害廃棄物はコンクリートくずを原則とする。

2 金属くず、陶磁器くず及びガラスくず等の不燃性廃棄物を搬入する場合は甲及び乙協議の上、決定する。

3 焼却灰や有害廃棄物等（危険物を含む）の保管は行わないこととする。

（賃借料）

第6条 甲は、仮置場の供用開始後、国が定める災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱に基づき、近隣地域又は類似地域の貸付水準を考慮して、賃借料を決定し、乙に支払うものとする。

（周辺住民への周知）

第7条 仮置場の設置に当たっては、整備工事、搬入導線及び開設時間等について、甲が周辺住民に周知するものとする。

(仮置場の整備工事等)

第8条 甲は、仮置場の供用開始にあたって、路盤整備、排水溝など必要な工事を実施するものとする。

2 仮置場返還時のトラブルを回避するため、供用開始前に、甲及び乙の立会いの下に、仮置場の設置場所の土壤をサンプリングするものとする。

(仮置場の管理等)

第9条 甲は、労働災害や地域住民の生活環境の保全上の支障を防止するため、散水等の粉じん対策や不法投棄などの防犯対策等を行うものとする。

2 甲は、必要に応じて、大気質、騒音、振動、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、乙及び周辺住民へ情報を提供するものとする。

3 災害廃棄物を由来とする悪臭や害虫が発生した場合には、甲は、消臭剤、脱臭剤若しくは殺虫剤の散布又はシートによる被覆等の最善の対応を行うものとする。

(施設の原状復旧等)

第10条 甲は、仮置場の返還にあたっては、ガラス破片等の除去を行うとともに、仮置場供用開始にあたって乙の施設の撤去又は設備の破損等を生じさせていた場合には、原状復旧を行うものとする。

2 甲は、乙からの求めがあった場合には、第8条第2項に基づいて、供用開始前に採取した土壤と現状の土壤を比較することにより、土地の安全性を確認するものとする。

3 前項の調査の結果、災害廃棄物の仮置場としての使用による土壤汚染が確認された場合は、甲及び乙協議のうえ、土壤入替等の土壤汚染対策を講じるものとする。

(施設の返還)

第11条 乙が前条に基づく施設の原状復旧の完了を確認したときは、施設原状復旧確認書(第3号様式)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の確認を受けた後、施設返還通知書(第4号様式)により、施設の返還を乙に通知するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項若しくはこの協定に定めのない事項が生じ、又は疑義が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、その都度決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、同一条件で1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

環境省では、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象等に伴い、市町村が実施する災害廃棄物の処理に係る費用について、市町村を財政的に支援し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に災害廃棄物処理事業を行うこととしている。補助対象となる区分の早見表が以下の用に整理されているが、実際の申請等に当たっては、最新情報に基づき判断するよう留意すること。

①災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

【通常災害】

区分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5. 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象。
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一緒にして集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○。明らかに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流れ、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象。
12. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の被害度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	厚労省災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る
18. 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28. ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29. 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は、警察からの指導があった場合などに限る。
30. 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
32. 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	

35. 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置場の管理の不備
36. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37. 運搬にかかる交通誘導	○	
38. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならぬ理由が対外的に説明できれば○
39. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
40. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
41. 被災した市町村設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象
42. 被災した個人設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	○	
43. 消費税	○	2019年10月からは10%
44. 仮置場への搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46. 焼却施設の減価償却費	○	
47. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託なら○
48. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務については原則として15%の範囲内
49. 工事雑費	△	諸経費として計上
50. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150m ³ 未満のごみ	○	災害起因にはm ³ 要件は無し
52. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54. 海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらない
55. 海岸管理を怠り堆積させ、150m ³ を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った堆積は対象外
56. 豪雨により上流から流れ海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル」（令和3年2月改訂、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）

②廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。

区分	対象	根拠等
1 . 建物の原形復旧	○	事業実施に直接必要な部分のみ
2 . 破損した部品交換に伴うオーバーホール	△	原形復旧が不経済（部品が生産中止など）な場合は○
3 . 部品交換の際のグレードアップ	×	現行品と同等のものであること
4 . 場内法面の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
5 . 場内街灯の補修	×	
6 . 防災を目的とした場内周囲の植樹	×	
7 . 防災を目的とした屋外設置・機器類の高台等への移設	△	原形復旧が不適当な場合は○
8 . 保管していた薬品が損壊した場合	×	消耗品に該当
9 . 机や椅子などの損壊対応	×	備品費に該当
1 0 . 水没し錆が浮き上がった機器や扉などの塗装補修	×	稼働状況に影響なし
1 1 . 水没等で芯内に水が入り込んだ電源ケーブルなど	○	事業実施に直接必要な部分のみ
1 2 . 屋上防水補修（防水シート、モルタル加工など）	△	維持管理を怠ったことが要因ならば×
1 3 . 足場の設置及び撤去	○	直接工事に必要なものは○
1 4 . 取り壊しを含む原形復旧	○	それを行わなければ原形復旧が望めなければ○
1 5 . 復旧事業技師らの旅費・宿泊費	○	事前調査分は×、旅費は実費等の常識の範囲内、宿泊費は地域の実用に応じた価格
1 6 . 復旧工事により発生した廃材（コンがら、断熱材等）の処分	○	「便乗処分」は×
1 7 . 側溝補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
1 8 . 敷地内道路（誘導路等）の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
1 9 . 玄関扉の補修	×	事業実施に直接必要な部位でない
2 0 . 場内案内板の補修	×	事業実施に直接必要な部位でない
2 1 . 中央制御室の天井崩落、壁面損壊	○	事業実施に直接必要な部分のみ
2 2 . 事務室・休養室の天井崩落、壁面損壊	×	事業実施に直接必要な部位でない
2 3 . 被災した機器制御盤（サブ）の交換に伴う、非被災の中央制御室制御盤（メイン）の交換	△	制御ロジックとしてリンクしている場合はやむなし（要確認）
2 4 . トラックスケール監視小屋の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
2 5 . エレベータの補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
2 6 . 復旧事業により発生したスクラップ（鉄くず等）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
2 7 . 損壊したダクトや配管類の材質変更	△	原形復旧が不経済（部品が生産中止など）な場合は○
2 8 . 損壊したダクトや配管類の引き回し変更	○	必要にしてやむを得ない場合
2 9 . 次なる災害を想定した各部の補強	△	原形復旧が不適当な場合は○
3 0 . 申請のために必要な調査・測量・試験	×	申請者負担により実施すべきもの
3 1 . 消費税	○	2019年10月からは10%
3 2 . 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務については原則として15%の範囲内
3 3 . 工事雑費	×	「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」により対象外

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル」（令和3年2月改訂、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）

(4) 中国ブロック内の県を越える応援協定等

① 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、より的確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

- 2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平井伸治
島根県代表者 島根県知事 溝口善兵衛
岡山県代表者 岡山県知事 石井正弘
広島県代表者 広島県知事 湯崎英彦
山口県代表者 山口県知事 二井関成

徳島県代表者 徳島県知事 飯泉嘉門
香川県代表者 香川県知事 浜田恵造
愛媛県代表者 愛媛県知事 中村時広
高知県代表者 高知県知事 尾崎正直

② 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の運用に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(カウンターパート制により支援を行う県)

第2条 協定第1条第1項に規定するカウンターパート制により被災県に対する支援を行う県の組合せを別表1のとおり定める。

2 前項に定めるもののほか、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(広域支援本部の設置の時期)

第3条 協定第2条第1項に規定する広域支援本部の設置の時期は、次のとおりとする。

(1) 中国5県広域支援本部の設置県の知事から常任世話人県の知事に支援の要請があったとき

(2) 四国4県広域支援本部の設置県の知事から会長県の知事に支援の要請があったとき

2 中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置・運営に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(広域支援本部による支援の要請)

第4条 協定第4条の規定に基づく広域支援本部による支援の要請は、必要な事項を明らかにして、会長県又は常任世話人県の連絡担当部局を通じて、別記様式（支援要請書）により行うものとする。

(職員の派遣に要する経費の負担)

第5条 協定第5条に規定する経費のうち、協定第3条第4号の職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 被支援県が負担する経費の額は、支援を実施した県（以下「支援県」という。）が定める規定により算定した当該派遣職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 派遣職員が支援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、支援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被支援県の負担とする。

(3) 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務の従事中に生じたものについては被支援県が、被支援県への往復の途中において生じたものについては支援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、職員の派遣に要する経費については、被支援県及び支援県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第6条 支援県は、協定第5条第2項に定める支援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被支援県に請求する。

(1) 協定第3条第1号及び第2号の物資に係る購入費及び輸送費

(2) 協定第3条第1号から第3号までの資機材（同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。）に係る借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費

(3) 協定第3条第4号の職員の派遣に係る前条に定める経費

(4) 協定第3条第5号の施設の提供に係る借上料

(5) 協定第3条第6号の特に要請があつた事項の実施に要した経費

2 前項に規定する請求は、支援県の知事名による請求書により、連絡担当部局を経由して被支援県の知事に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被支援県及び支援県が協議して定める。

(連絡担当部局)

第7条 各県は、協定の運用に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 前項に定める連絡担当部局は別表2のとおりとする。

(資料の交換等)

第8条 協定第6条に規定するその他参考資料のうち、次に掲げるものについては、毎年見直しを行い、各県相互に交換するものとする。

(1) 担当課及び責任者等名簿

(2) 支援物資等保有状況一覧

2 前項第2号については、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」において作成されたものを交換するものとする。

(派遣職員の指揮等)

第9条 派遣職員は、支援の実施については、被支援県の指揮の下に行動するものとする。

2 支援を受けるべき県が指揮不能の場合は、派遣職員は被支援県の所属するブロックに設置される広域支援本部の調整の下に行動するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

③ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国5県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第2条 中国5県は、被災状況に応じた、より的確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国5県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計

画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。

2 平成7年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。

2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平井伸治
島根県代表者 島根県知事 溝口善兵衛
岡山県代表者 岡山県知事 石井正弘
広島県代表者 広島県知事 湯崎英彦
山口県代表者 山口県知事 二井関成

【参考：中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル
 (令和4年1月) (抜粋)】
 (カウンターパート制)

①中国ブロックで対応する場合

- 隣接県による支援を基本的な考え方として、下表のとおり、第1順位から第4順位までを予め決定
- 第1順位の県が被災したことにより支援ができない場合は、第2順位から第4順位までの県がそれぞれの順位により支援を実施
- 災害等の実態に照らし、被災県の被害が甚大な場合には、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる支援の実施が可能

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

②中国・四国ブロックで対応する場合

- 大規模広域的な災害への備えとして、下表のとおり、中国・四国ブロックで対応可能な場合を想定した支援の相手方を予め決定

グループ	構成県	
グループ1	鳥取県	徳島県
グループ2	岡山県	香川県
グループ3	広島県	愛媛県
グループ4	島根県	山口県
		高知県

(5) 災害廃棄物対策及び災害等廃棄物処理事業費補助金に関するツールキット

① 災害廃棄物対策ツールキット

中国ブロック協議会において、災害廃棄物対策を遂行する上で必要な多数の資料、様式等を、資料業務別にとりまとめた。情報集約、市民への広報、各種申請、公費解体、災害査定の資料作成、応援人員への指示のほか、事務連絡、費用償還、仮置場運営など、災害時のあらゆる場面における書類・様式等を集約している。以下に一覧表を示す。

災害廃棄物対策ツールキット一覧（業務別）

※下記の書類名は、自治体名、自治体別ファイル番号、書類名で構成されている

No.	大項目	小項目	書類名
1	情報集約	被害状況	愛媛県 0212_災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況_様式 10
2	情報集約	被害状況	愛媛県 0213_災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況_様式 10(別紙)
3	情報集約	被害状況	愛媛県 0214_廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況_様式 11
4	情報集約	被害状況	愛媛県 0215_廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況_様式 11 (別紙)
5	情報集約	組織体制	愛媛県 0202_災害廃棄物処理に係る組織体制と連絡体制_様式 02
6	情報集約	組織体制	愛媛県 0301_平成 30 年 7 月豪雨の際の人員配置事例_参考資料 01
7	情報集約	組織体制	愛媛県 0302_平成 30 年 7 月豪雨の際の人員配置事例_参考資料 01(別紙)
8	情報集約	市町村への通知	愛媛県 0472_被災状況及び廃棄物の処理状況等の記録について_参考資料 28-22-01
9	情報集約	解体撤去	岡山県 0104_とりまとめ様式_④解体進捗チェック表
10	情報集約	仮置場	宇和島市 0100_とりまとめ様式_大浦災害ごみ仮置場搬入台数
11	情報集約	仮置場	岡山県 0103_とりまとめ様式_③仮置場の管理状況
12	情報集約	処理進捗	岡山県 0101_市町村進捗状況報告様式入力要領
13	情報集約	処理進捗	岡山県 0102_とりまとめ様式_②平成 30 年 7 月豪雨における災害廃棄物処理の進捗状況
14	情報集約	処理進捗	環境省 0100_平成 30 年 7 月豪雨等における災害廃棄物対策
15	収集運搬	負担金交付要綱	福山市 0102_平成30年7月豪雨によるし尿くみとり手数料負担金交付要項
16	収集運搬	避難所ごみ推計	愛媛県 0308_避難所ごみ量推計方法_参考資料 07
17	収集運搬	処理フロー	愛媛県 0321_平成 30 年 7 月豪雨の際の分別、処理フロー事例_参考資料 19
18	収集運搬	処理フロー	愛媛県 0322_平成 30 年 7 月豪雨の際の分別、処理フロー事例_参考資料 19(別紙)
19	収集運搬	市民への広報	愛媛県 0211_片づけごみ住民向け周知放送原稿_様式 09
20	収集運搬	市民への広報	愛媛県 0221_仮設トイレ使用方法チラシ_様式 17
21	収集運搬	市民への広報	愛媛県 0222_被災便槽汲み取りの住民向け周知文例_様式 18
22	収集運搬	市民への広報	愛媛県 0224_ごみ収集の住民向け周知文例_様式 20
23	収集運搬	市民への広報	広島市 0101_広報文_被災地域内ごみステーションの管理用具の貸与について
24	収集運搬	市民への広報	広島市 0102_広報文_し尿処理手数料の減免について
25	収集運搬	市民への広報	広島市 0103_広報文_被災者支援策における被災ごみ対応
26	収集運搬	市民への広報	広島市 0104_広報文_宅地内に流入し堆積した土砂等の処理
27	収集運搬	市民への広報	福山市 0101_広報文_被災ごみの回収について(お知らせ)

No.	大項目	小項目	書類名
28	収集運搬	市町村への通知	愛媛県 0429_生活ごみの回収について_参考資料 28-05
29	収集運搬	市町村への通知	愛媛県 0465_災害廃棄物収集運搬車両に係る高速道路料金の減免について_参考資料 28-19-01
30	収集運搬	契約書	愛媛県 0225_片づけごみ収集運搬契約書例_様式 21
31	収集運搬	契約書	愛媛県 0226_片づけごみ処分契約書例_様式 22
32	収集運搬	契約書	倉敷市 0201_業務委託契約書(収集運搬)
33	収集運搬	契約書	倉敷市 0202_災害廃棄物収集運搬等業務委託仕様書(収集運搬)
34	収集運搬	契約書	倉敷市 0203_個人情報取扱特記事項(収集運搬)
35	収集運搬	契約書	倉敷市 0204_別表 1 平成 30 年 7 月豪雨による災害廃棄物関係処理業務関連単価表(収集運搬)
36	収集運搬	契約書	倉敷市 0205_別表 2 再委託事業者一覧(収集運搬)
37	収集運搬	仮設トイレ推計	愛媛県 0303_仮設トイレ必要基数計算方法_参考資料 02
38	収集運搬	仮設トイレ推計	愛媛県 0304_仮設トイレの種類_参考資料 03
39	収集運搬	し尿処理支援	愛媛県 0306_平成 30 年 7 月豪雨の際の応援要請文書(し尿)_参考資料 05
40	収集運搬	し尿推計	愛媛県 0305_し尿収集必要量計算方法_参考資料 04
41	災害ごみ 処理	防じんマスク	愛媛県 0311_防じんマスクについて_参考資料 10
42	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0220_廃棄物処理法に基づく通知文書_様式 16
43	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0402_平成 30 年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物対策について_参考資料 28-01-01
44	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0403_平成 30 年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物の処理等に係るアスベスト飛散防止対策について(周知)_参考資料 28-01-02
45	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0404_平成 30 年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について(周知)_参考資料 28-01-03
46	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0410_平成 30 年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物の処理に係る初動時の対応、仮置場の確保及び災害廃棄物の分別の徹底について(周知)_参考資料 28-01-09
47	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0420_石綿(アスベスト)を含むおそれのある建材の取扱いについて_参考資料 28-02-10
48	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0425_災害廃棄物の市町外処理について_参考資料 28-04-01
49	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0426_一般廃棄物の搬入処理に係る事前協議書_参考資料 28-04-02
50	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0427_(事前協議資料—1)処理の内訳_参考資料 28-04-03
51	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0428_(事前協議資料—2)一般廃棄物性状表_参考資料 28-04-04
52	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0430_災害廃棄物に係る注意喚起について_参考資料 28-06-01

No.	大項目	小項目	書類名
53	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0431_災害廃棄物に係る注意喚起について(依頼)_参考資料 28-06-02
54	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0442_平成 30 年台風第 12 号により災害廃棄物が発生した場合の処理に係る初動時の対応及び平成 30 年 7 月豪雨により発生した災害廃棄物の飛散・流出の防止に関する事前対策の徹底について_参考資料 28-11-01
55	災害ごみ 処理	市町村への通知	愛媛県 0443_平成 30 年台風第 12 号により災害廃棄物が発生した場合の処理に係る初動時の対応及び平成 30 年 7 月豪雨により発生した災害廃棄物の飛散・流出の防止に関する事前対策の徹底について(周知)_参考資料 28-11-02
56	災害ごみ 処理	市町村への通知	岡山県 0410_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(台風対策について)
57	災害ごみ 処理	市町村への通知	岡山県 0421_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(災害等廃棄物処理事業に係る地方財政措置について)
58	災害ごみ 処理	市町村への通知	岡山県 0430_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(仮置場の環境モニタリング、火災対策について)
59	災害ごみ 処理	市町村への通知	岡山県 0441_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(一般廃棄物の市町村外処理について)
60	災害ごみ 処理	市町村への通知	岡山県 0442_廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
61	災害ごみ 処理	契約書	広島県 0501_事務委託規約(議案)
62	災害ごみ 処理	契約書	広島県 0502_業務委託契約書
63	災害ごみ 処理	契約書	広島県 0503_業務仕様書
64	仮置場	報告様式	愛媛県 0230_仮置場報告様式_様式 26
65	仮置場	報告様式	愛媛県 0231_仮置場報告様式_様式 26(別紙)
66	仮置場	報告様式	愛媛県 0316_一般廃棄物処理施設設置手続き一覧_参考資料 15
67	仮置場	処理施設	愛媛県 0313_施設処理可能量算出方法_参考資料 12
68	仮置場	市民への広報	愛媛県 0228_仮置場設置についての住民説明資料_様式 24
69	仮置場	市民への広報	愛媛県 0229_仮置場用地に関する応援要請_様式 25
70	仮置場	市民への広報	宇和島市 0201_広報文_災害ごみ仮置場(大浦地区埋立地)の受入れ時間等の変更について
71	仮置場	市民への広報	宇和島市 0202_広報文_大浦災害ごみ仮置場
72	仮置場	市民への広報	宇和島市 0203_広報文_大浦災害家庭ごみ仮置場
73	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0412_仮置場レイアウト例_参考資料 28-02-02
74	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0413_仮置場について_参考資料 28-02-03
75	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0414_仮置場で注意すべき廃棄物_参考資料 28-02-04
76	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0415_仮置場等での害虫対策について_参考資料 28-02-05
77	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0416_仮置場の可燃性廃棄物の火災予防_参考資料 28-02-06
78	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0417_仮置場での火災発生の防止について_参考資料 28-02-07

No.	大項目	小項目	書類名
79	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0418_仮置場での作業員の安全確保について_28-02-08
80	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0421_優良取組事例 1-7 ネットの活用による災害廃棄物の飛散防止_参考資料 28-02-11
81	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0422_災害廃棄物の飛散防止について_参考資料 28-02-12
82	仮置場	契約書	愛媛県 0227_仮置場運営管理契約書例_様式 23
83	仮置場	候補地選定	愛媛県 0204_仮置場候補地リスト_様式 04
84	仮置場	候補地選定	愛媛県 0205_仮置場候補地リスト_様式 04(別紙)
85	仮置場	候補地選定	愛媛県 0317_仮置場候補地の選定指針_参考資料 16
86	仮置場	候補地選定	愛媛県 0318_仮置場候補地の選定指針_参考資料 16(別紙)
87	仮置場	候補地選定	愛媛県 0319_仮置場面積算出方法_参考資料 17
88	仮置場	候補地選定	愛媛県 0323_仮置場の配置事例_参考資料 20
89	仮置場	運営方法	愛媛県 0324_仮置場の必要資機材_参考資料 21
90	仮置場	運営方法	愛媛県 0325_仮置場管理の必要人員_参考資料 22
91	仮置場	運営方法	愛媛県 0326_仮置場管理の注意事項_参考資料 23
92	応援・受援	車両証明書	広島県 0100_平成 30 年 7 月大雨に伴う災害救助のために使用する車両の取扱いについて(依頼)
93	応援・受援	支援協定	愛媛県 0203_民間事業者との支援協定_様式 03
94	応援・受援	市民への広報	愛媛県 0210_住民、ボランティア向けチラシ_様式 08
95	応援・受援	市民への広報	愛媛県 0223_避難所ごみ分別チラシ_様式 19
96	応援・受援	市民への広報	宇和島市 0300_広報文_ボランティアの皆様へのお願い 災害で出た家庭ごみの出し方・仮置場での分別について
97	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0444_市町から一般社団法人えひめ産業廃棄物協会への支援要請(業務委託)の方法について_参考資料 28-12-01
98	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0445_災害廃棄物処理等に係る支援要請_様式 1_参考資料 28-12-02
99	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0446_災害廃棄物処理等に係る支援要請【記載例】_様式 1_参考資料 28-12-03
100	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0462_災害派遣等従事車両証明申請書【申請様式】_参考資料 28-18-02
101	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0466_平成 30 年台風第 7 号及び前線等による大雨災害に伴う災害救助のために使用する車両の取扱について(通知)_参考資料 28-19-02
102	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0468_平成 30 年台風第 7 号及び前線等による大雨災害に伴う災害救助のために使用する車両の取扱について(通知)_参考資料 28-20-02
103	応援・受援	高速道路料金減免	愛媛県 0463_Home Page 案内_参考資料 28-18-03
104	応援・受援	高速道路料金減免	愛媛県 0464_県 HP_参考資料 28-18-04
105	応援・受援	契約書	愛媛県 0219_広域処理に係る契約書_様式 15
106	応援・受援	協定書	愛媛県 0218_広域処理に係る基本協定書_様式 14
107	応援・受援	協定書	愛媛県 0307_県が締結している災害関連協定_参考資料 06
108	応援・受援	要請文書	愛媛県 0216_応援要請文書(市町等あて)_様式 12
109	応援・受援	要請文書	愛媛県 0217_応援要請文書(県あて)_様式 13
110	応援・受援	経験者リスト	愛媛県 0201_災害廃棄物処理経験者リスト_様式 01

No.	大項目	小項目	書類名
111	災害がれき・処理困難物等処理	廃棄物処理方法	愛媛県 0309_腐敗性廃棄物の処理_参考資料 08
112	災害がれき・処理困難物等処理	廃棄物処理方法	愛媛県 0310_有害・危険物の処理_参考資料 09
113	災害がれき・処理困難物等処理	廃棄物処理方法	愛媛県 0314_処分方法の例_参考資料 13
114	災害がれき・処理困難物等処理	廃棄物処理方法	愛媛県 0330_建築物のアスベストについて_参考資料 27
115	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0406_廃石綿、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について_参考資料 28-01-05
116	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0407_平成 30 年台風第7号及び前線等により被災したパソコンの処理について_参考資料 28-01-06
117	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0408_平成 30 年台風第7号及び前線等により被災した家電リサイクル法対象品目の処理について_参考資料 28-01-07
118	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0409_平成 30 年台風第7号及び前線等により被災した太陽光発電設備の保管等について_参考資料 28-01-08
119	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0411_災害廃棄物の適正処理について_参考資料 28-02-01
120	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0423_大規模災害により被災した自動車の処理について_参考資料 28-03-01
121	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0432_被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について_参考資料 28-07-01
122	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0433_被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について_参考資料 28-07-02
123	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0434_平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した家電リサイクル法対象品目の処理(冷蔵庫)について_参考資料 28-08

No.	大項目	小項目	書類名
124	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0435_「災害時の建設リサイクルの留意点」の送付について_参考資料 28-09-01
125	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0436_「災害時の建設リサイクルの留意点」の送付について_参考資料 28-09-02
126	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0437_平成 30 年 7 月豪雨に係る建設リサイクル法第9条及び第 11 条の取扱いについて(通知)_参考資料 28-10-01
127	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0438_平成 30 年 7 月豪雨に係る建設リサイクル法第 9 条及び第 11 条の取扱いについて(通知)_28-10-02
128	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0439_平成 30 年 7 月豪雨に伴う建設リサイクル法の取り扱いについて_参考資料 28-10-03
129	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0440_リサイクル通知書(別紙1)_参考資料 28-10-04
130	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0458_損壊家屋の解体等に伴う解体ごみの適正処理について_参考資料 28-17-01
131	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0459_損壊家屋の解体等に伴う解体ごみの適正処理について【産廃協】(依頼)_参考資料 28-17-02
132	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0460_損壊家屋の解体等に伴う解体ごみの適正処理について【建設協】(依頼)_参考資料 28-17-03
133	災害がれき・処理困難物等処理	市町村への通知	愛媛県 0461_災害廃棄物収集運搬車両に係る高速道路料金の減免について_参考資料 28-18-01
134	災害がれき・処理困難物等処理	災害廃棄物処理チケット	松山市 0100_残土チケット(サンプル)
135	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0315_災害廃棄物補助金に関する留意事項_参考資料 14
136	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0405_平成 30 年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について(周知)_参考資料 28-01-04
137	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0419_災害廃棄物処理事業補助金について_参考資料 28-02-09
138	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0473_災害廃棄物処理事業補助金について 28-22-02
139	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0474_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の補助対象拡充について(周知)_参考資料 28-23-01

No.	大項目	小項目	書類名
140	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0482_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の実施について 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて_参考資料 28-24-01
141	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0483_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の実施について_参考資料 28-24-02
142	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0484_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて_参考資料 28-24-03
143	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0485_廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について_参考資料 28-25-01
144	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0486_廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について_参考資料 28-25-02
145	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0487_廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱_参考資料 28-25-03
146	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0488_平成 30 年 7 月豪雨に係る廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について_参考資料 28-25-04
147	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0489_平成 30 年 7 月豪雨により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の取扱いについて_参考資料 28-26-01
148	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0490_平成 30 年 7 月豪雨により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の取扱いについて(環境省所管補助施設)_参考資料 28-26-02
149	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0491_内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領_参考資料 28-26-03
150	災害査定	市町村への通知	岡山県 0300_通知文【要確認】災害査定の実施にあたって
151	災害査定	市町村への通知	岡山県 0422_文書_災害等廃棄物処理事業費補助金
152	災害査定の資料作成	支払フロー	広島県 0401_支払スケジュール_パターン別
153	災害査定の資料作成	支払フロー	広島県 0402_平成 30 年 7 月豪雨_支払イメージ
154	災害査定の資料作成	市町村への通知	広島県 0403_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害廃棄物処理事業における土砂混じりがれき の撤去に係る経費の算出について(通知)
155	災害査定の資料作成	費用推計	広島県 0404_【広島県版】土砂混じりがれき計算シート
156	災害査定の資料作成	記載例	広島県 0405_災害報告書の綴り方
157	処理実行計画	災害廃棄物発生量推計	愛媛県 0206_災害廃棄物発生量等の推計方法_様式 05
158	処理実行計画	災害廃棄物発生量推計	愛媛県 0207_災害廃棄物発生量等の推計方法_様式 05(別紙)
159	処理実行計画	災害廃棄物発生量推計	愛媛県 0312_災害廃棄物量推計方法_参考資料 11

No.	大項目	小項目	書類名
160	処理実行 計画	災害廃棄物発生量 推計	愛媛県 0320_災害廃棄物の比重一覧_参考資料 18
161	処理実行 計画	様式	愛媛県 0208_災害廃棄物処理実行計画_様式 06
162	処理実行 計画	様式	愛媛県 0209_災害廃棄物処理実行計画(概要版)_様式 07
163	処理実行 計画	記載例	愛媛県 0327_災害廃棄物処理実行計画の記載事項_参考資料 24
164	処理実行 計画	記載例	愛媛県 0328_災害廃棄物処理実行計画の例_参考資料 25
165	処理実行 計画	記載例	広島県 0206_広島県災害廃棄物処理実行計画(H300831)
166	処理実行 計画	記載例	広島県 0207_広島県災害廃棄物処理実行計画【概要版】(H300831)
167	処理実行 計画	記載例	広島県 0208_【実行計画】別表【概要版】別紙:市町の災害廃棄物処理の概要
168	処理実行 計画	ひな形	広島県 0201_〇〇市町災害廃棄物等処理実行計画(参考フォーマット)
169	処理実行 計画	ひな形	広島県 0202_災害廃棄物処理基本フロー(参考フォーマット)
170	処理実行 計画	ひな形	広島県 0203_全体工程(参考フォーマット)
171	処理実行 計画	ひな形	広島県 0204_災害廃棄物処理の流れ
172	処理実行 計画	市民への広報	広島県 0205_H300831 報道提供資料:広島県災害廃棄物処理実行計画の策定について
173	公費解体	必要書類	倉敷市 0104_必要書類一覧表
174	公費解体	同意書	広島市 0301_様式_家屋撤去同意書
175	公費解体	同意書	福山市 0203_被災家屋等の解体・撤去に関する同意書
176	公費解体	同意書	福山市 0204_被災家屋等の解体・撤去に関する同意書(土地所有者)
177	公費解体	同意書	福山市 0208_被災家屋の解体・撤去等に関する同意書(被災家屋に関して設定した権利)
178	公費解体	同意書	福山市 0209_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等に関する同意書(隣接地権者)
179	公費解体	撤去費	岡山県 0202_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業における宅地内土砂の撤去費について(情報提供)
180	公費解体	通知書	福山市 0212_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等決定通知書_様式第2号

No.	大項目	小項目	書類名
181	公費解体	通知書	福山市 0222_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等費用に係る償還決定通知書_様式第2号、被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等費用に係る償還決定取消通知書_様式第3号
182	公費解体	誓約書	福山市 0205_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等依頼申請に係る誓約書
183	公費解体	誓約書	福山市 0206_被災家屋等の解体・撤去に係る誓約書(共有)
184	公費解体	誓約書	福山市 0207_被災家屋等の解体・撤去に係る誓約書(相続)
185	公費解体	制度概要	愛媛県 0329_損壊家屋の解体撤去手続(モデル)_参考資料 26
186	公費解体	制度概要	倉敷市 0103_倉敷市公費解体制度FAQ(Vol. 10)
187	公費解体	申請書	福山市 0211_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等依頼申請書_様式第1号
188	公費解体	申請書	福山市 0221_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等費用償還申請書_様式第1号
189	公費解体	申請フロー	福山市 0210_被災家屋の解体・撤去依頼申請に係るフロー
190	公費解体	実施要綱	倉敷市 0101_平成 30 年 7 月豪雨災害に係る被災建造物又は災害等廃棄物の公費による撤去等に関する要綱
191	公費解体	実施要綱	倉敷市 0102_平成 30 年 7 月豪雨災害に係る被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱
192	公費解体	実施要綱	福山市 0213_福山市における平成30年7月豪雨災害に係る被災家屋等の撤去及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等に関する実施要綱
193	公費解体	実施要綱	福山市 0223_福山市における平成30年7月豪雨災害に係る被災家屋等の撤去及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等を既に実施した者に対する所要経費の償還に関する実施要綱
194	公費解体	事業記録	益城町 0101_平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録
195	公費解体	事業記録	益城町 0102_益城町災害廃棄物処理事業記録・付録資料集
196	公費解体	市民への広報	愛媛県 0233_家屋解体の住民向け周知文例_様式 28
197	公費解体	市民への広報	広島市 0302_広報文_被災家屋(全壊・大規模半壊・半壊)の解体・撤去
198	公費解体	市町村への通知	愛媛県 0441_解体工事一覧表(別紙2)_参考資料 28-10-05
199	公費解体	市町村への通知	愛媛県 0454_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について(周知)_参考資料 28-15-01
200	公費解体	市町村への通知	愛媛県 0455_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害廃棄物処理事業において、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について(周知)_参考資料 28-15-02
201	公費解体	市町村への通知	愛媛県 0456_公共土木施設及び宅地の堆積土砂等撤去の取扱について_参考資料 28-16-01
202	公費解体	市町村への通知	愛媛県 0457_公共土木施設及び宅地の堆積土砂等撤去の取扱について(通知)_参考資料 28-16-02
203	公費解体	市町村への通知	広島県 0302_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害廃棄物処理事業における損壊解体家屋等の解体工事費の算定 について (通知)

No.	大項目	小項目	書類名
204	公費解体	費用推計	広島県 0302_平成 30 年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業における損壊解体家屋等の解体工事費の算定について(通知)
205	公費解体	契約書	愛媛県 0232_家屋解体受付センター設置契約書例_様式 27
206	公費解体	契約書	倉敷市 0105_「被災家屋解体業務センター」運用業務委託契約書
207	公費解体	解体工事費	岡山県 0201_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業における損壊家屋等の解体工事に係る施工単価について(通知)
208	公費解体	委任状	福山市 0201_委任状(土地所有者向け)
209	公費解体	委任状	福山市 0202_委任状
210	土砂撤去	申請書類	広島市 0201_様式 1_土砂撤去受付票
211	土砂撤去	申請書類	広島市 0202_様式 2_土砂撤去同意書
212	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0447_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて_参考資料 28-13-01
213	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0448_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて(周知)_28-13-02
214	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0449_全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去費用等申請書の利用に当たっての注意事項_参考資料 28-13-03
215	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0450_家屋等の撤去費用申請書_参考資料 28-13-04
216	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0451_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて(注意事項の改定)_参考資料 28-14-01
217	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0452_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて(注意事項の改定)_参考資料 28-14-02
218	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0453_全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去費用等申請書の利用に当たっての注意事項(改定版)_参考資料 28-14-03
219	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0467_平成 30 年 7 豪雨に伴う災害救助のために使用する車両の取扱について_参考資料 28-20-01
220	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0475_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について(周知)_参考資料 28-23-02
221	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0476_平成 30 年 7 月豪雨により半壊以上の判定を受けた家屋の解体費用の国庫補助について(別紙)_参考資料 28-23-03
222	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0477_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて(周知)_参考資料 28-23-04
223	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0478_全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去費用等申請書の利用に当たっての注意事項_参考資料 28-23-05
224	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0479_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて(注意事項の改定)_参考資料 28-23-06

No.	大項目	小項目	書類名
225	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0480_全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去費用等申請書の利用に当たっての注意事項(改定版)_参考資料 28-23-07
226	費用返還	市町村への通知	愛媛県 0481_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害廃棄物処理事業において、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について(周知)_参考資料 28-23-08
227	費用返還	申請書類	広島市 0401_(家屋)費用償還申請書_様式 1
228	費用返還	申請書類	広島市 0402_(家屋)委任状_様式 2
229	費用返還	申請書類	広島市 0403_(家屋)自費撤去に係る償還申請同意書_様式 3
230	費用返還	申請書類	広島市 0404_(家屋)償還金交付決定通知書_様式 4
231	費用返還	申請書類	広島市 0405_(家屋)償還金不交付決定通知書_様式 5
232	費用返還	申請書類	広島市 0406_(家屋)償還金交付請求書_様式 6
233	費用返還	申請書類	広島市 0407_(家屋)償還金交付確定通知書_様式 7
234	費用返還	申請書類	広島市 0408_(土砂)費用償還申請書_様式 8
235	費用返還	申請書類	広島市 0409_(土砂)委任状_様式 9
236	費用返還	申請書類	広島市 0410_(土砂)償還金交付決定通知書_様式 10
237	費用返還	申請書類	広島市 0411_(土砂)償還金不交付決定通知書_様式 11
238	費用返還	申請書類	広島市 0412_(土砂)償還金交付請求書_様式 12
239	費用返還	申請書類	広島市 0413_(土砂)償還金交付確定通知書_様式 13
240	費用返還	申請書類	広島市 0414_(家屋)現場確認用シート_様式 14
241	費用返還	申請書類	広島市 0415_(土砂)現場確認用シート_様式 15
242	費用返還	申請書類	広島市 0416_(家屋及び土砂)費用償還申請書_様式 16
243	費用返還	申請書類	広島市 0417_(家屋及び土砂)償還金交付決定通知書_様式 17
244	費用返還	申請書類	広島市 0418_(家屋及び土砂)償還金交付請求書_様式 18
245	費用返還	申請書類	広島市 0419_(家屋及び土砂)償還金交付確定通知書_様式 19
246	費用返還	申請書類	広島市 0420_委任状_家屋(参考)
247	費用返還	申請書類	広島市 0421_委任状_土砂(参考)
248	費用返還	申請書類	広島市 0422_参考.被災状況図
249	被災者生活支援	市町村への通知	愛媛県 0424_大規模災害により被災した自動車の処理について_参考資料 28-03-02
250	被災者生活支援	市町村への通知	愛媛県 0469_特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について_参考資料 28-21-01
251	被災者生活支援	市町村への通知	愛媛県 0470_特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について_参考資料 28-21-02
252	その他	市民への広報	宇和島市 0400_広報文_消毒液の使用方法について
253	その他	市町村への通知	愛媛県 0401_平成 30 年 7 月豪雨における通知等_参考資料 28
254	その他	市町村への通知	愛媛県 0471_特定非常災害特措法の概要(別紙)_参考資料 28-21-03
255	その他	市町アンケート調査	愛媛県 0500_調査編
256	その他	マニュアル	愛媛県 0100_災害廃棄物処理対策マニュアル 市町策定用モデル

② 災害等廃棄物処理事業費補助金報告書ツールキット

中国四国地方環境事務所では、災害廃棄物処理事業報告および被災家屋等解体・土砂混じりがれき撤去報告を上げるに当たり必要な書類一式の様式フォーム化を行っている。参考資料として、災害廃棄物処理事業費補助金報告書に必要な様式を以下のとおり一覧表としてとりまとめた。

災害廃棄物処理事業報告 必要書類一覧

No.	書類名
1	報告書 0100_表紙
2	報告書 0101_災害廃棄物処理事業報告
3	報告書 0102_地域の概要
4	報告書 0103_気象データ
5	報告書 0104_行政区域図
6	報告書 0105_行政区域図・写真
7	報告書 0106_行政区域図・写真_仮置場
8	報告書 0107_災害廃棄物発生量
9	報告書 0108_災害廃棄物発生量_推計根拠
10	報告書 0109_事業費根拠資料-01(運搬費_災害廃棄物運搬)
11	報告書 0110_事業費根拠資料-02(運搬費_仮置場分別)
12	報告書 0111_事業費根拠資料-03(運搬費_一次仮置場→二次仮置場運搬)
13	報告書 0112_事業費根拠資料-04(運搬費_仮置場分別→運搬)
14	報告書 0113_事業費根拠資料-05(運搬費_仮置場, 二次仮置場積込)
15	報告書 0114_事業費根拠資料-06(処理・処分費_家電リサイクル料金)
16	報告書 0115_事業費根拠資料-07(処理・処分費_廃タイヤ処分)
17	報告書 0116_事業費根拠資料-08(処理・処分費_災害廃棄物処分)
18	報告書 0117_事業費根拠資料-09(処理・処分費_適正処理困難物処理)
19	報告書 0118_事業費根拠資料-10(借上料_重機借上)
20	報告書 0119_事業費根拠資料-11(委託料_被災家屋等解体・土砂混じりがれき撤去業務)
21	報告書 0120_事業費根拠資料-12(控除(事業収入)_鉄くず売却収入)

被災家屋等解体・土砂混じりがれき撤去報告 必要書類一覧

No.	書類名
1	報告書 0200_表紙
2	報告書 0201_被災家屋等解体・土砂混じりがれき撤去報告
3	報告書 0202_自費解体予定一覧
4	報告書 0203_自費解体位置図_写真_設計書_計算シート
5	報告書 0204_公費解体予定一覧
6	報告書 0205_公費解体位置図_写真_設計書_計算シート
7	報告書 0206_土砂混じりがれき撤去予定一覧
8	報告書 0207_土砂混じりがれき撤去位置図_写真_計算シート

(6) 住民向け広報、ボランティア向け広報のテンプレート

中国ブロック協議会では、災害時における住民への広報ツールとして、情報発信用のひな形を以下の通り整理した。

① 「予告広報」用のひな形

仮置場の開設見通しと排出規制を行うための「予告情報」のひな形を以下のように整理した。

住民向け「予告広報」用の発信のひな形（例）

家庭から出る災害ごみの出し方のご案内（予告広報）

●●市からのお知らせです。

【通常の「生活ごみ」の扱いについて】

○生ごみなどの「生活ごみ」の回収は通常とおり実施しています。

通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

【豪雨により使えなくなった家財等の「災害ごみ」の扱いについて】

○「災害ごみ」は、指定する「仮置場」へ分別して持ち込んでいただきます。

○現在、仮置場の開設を進めていますので、ごみステーションや道路等に持ち出さないようにしてください。

○仮置場の場所・受入開始日・受入時間・受付品目などの詳細は、別途、ちらし・広報・市ホームページにてお知らせします。

○指定場所以外に持ち出しされますと、その対応により、円滑な「災害ごみ」の処理に影響が生じるため、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひ致します。

【お問合せ先】

●●市 環境部 ●●係 電話〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇

②仮置場設置直後の住民向けの広報ひな形

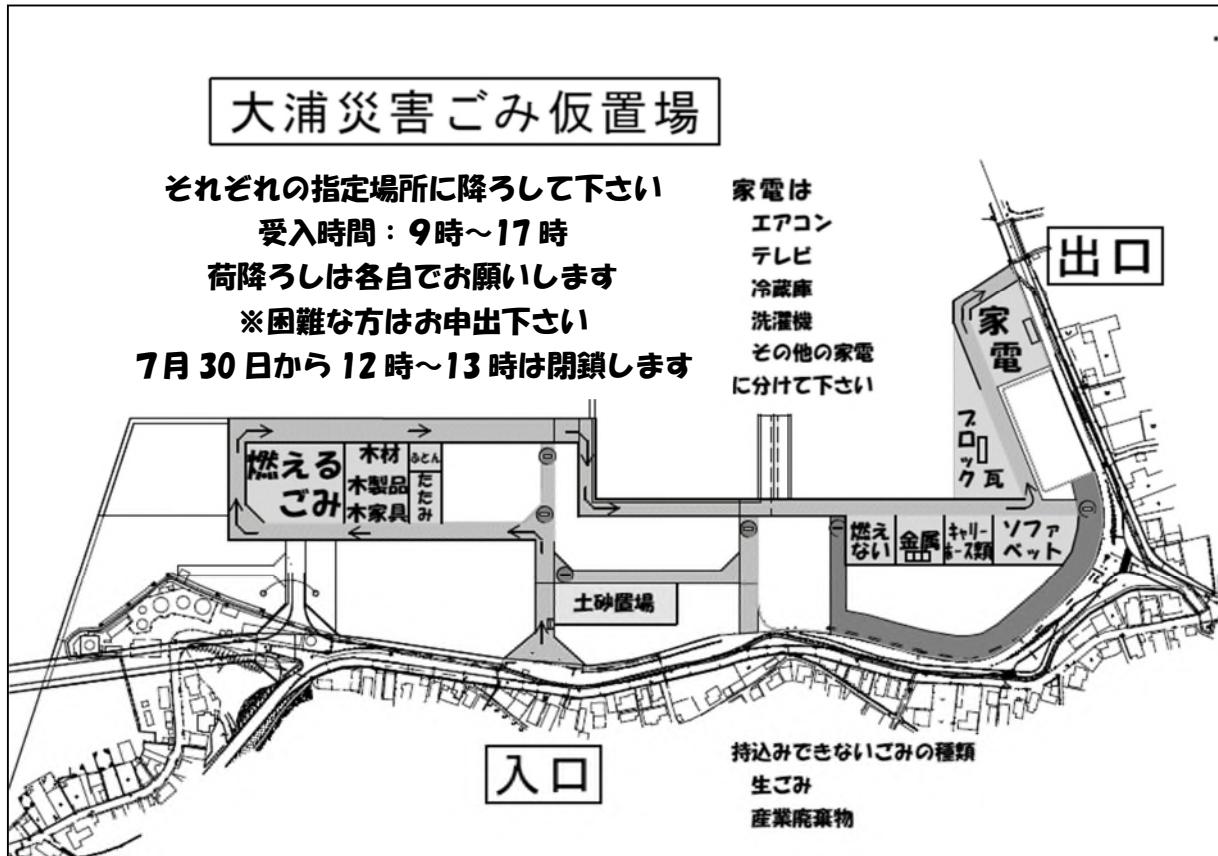
中国ブロック協議会において、令和2年3月に「一時仮置場設置運営の手引き」を整理しており、その中で以下のような住民等に向けた広報のひな形を整理している。

仮置場への受入時の住民等向け広報ひな形（例）

タイトル															
「豪雨災害で発生したごみの受け入れについて」															
公開：●年●月●日 最新更新日：●年●月●日															
<p>今回の豪雨災害で発生したごみ（災害廃棄物）の受入場所を開設しています。 通常の生活ごみは、ごみステーションを通して回収していますが、災害がれきは、ごみステーションには出せません。下記の受入場所に搬入してください。</p> <p>【受入場所】</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>開設状況</th><th>受入れ品目</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>●●</td><td>●●</td><td>開設中</td><td>●●</td><td></td></tr><tr><td>●●</td><td>●●</td><td>休止中</td><td>●●</td><td></td></tr></tbody></table> <p>※●●については、満杯になり受入れが不可能となりましたので、●月●日をもって受け入れを停止しました。</p> <p>【搬入日】</p> <ul style="list-style-type: none">・○年○月○日より開始～○月○日まで・土日祝を含む <p>※受入体制の確保等により、搬入可能日時が変更する場合があります。</p> <p>【搬入時間】</p> <ul style="list-style-type: none">・午前9時～午後5時まで（正午～午後1時は昼休みのため休止） <p>【搬入方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・車両等により直接搬入してください。 <p>※個人での搬入が困難な方は、●●にご相談ください。</p> <p>【品目】（例）</p> <p>1) 罫 2) 布団 3) 木くず 4) 家具等の可燃ごみ 5) ガラス・金属・家電等の不燃ごみ 6) 瓦・陶器等のがれき</p> <p>※係員の指示に従い、それぞれの場所に分別しておろしてください。 ※災害による土砂については、●●処理場に搬入してください。</p> <p>※【品目】分類については、「住民に配布するごみカレンダー」などの周知情報に、「災害時の品目分類は●種類とします」などを記載し、平時から住民への災害時の分別方法を周知徹底しておくことが重要です。</p>	名称	住所	開設状況	受入れ品目	備考	●●	●●	開設中	●●		●●	●●	休止中	●●	
名称	住所	開設状況	受入れ品目	備考											
●●	●●	開設中	●●												
●●	●●	休止中	●●												

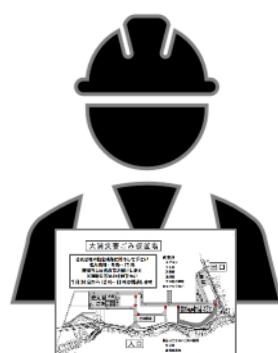
出典：「一次仮置場設置運営の手引き」（令和2年3月、中国四国地方環境事務所）

仮置場に関する広報の工夫例「宇和島市での仮置場の広報資料」



【当該広報の特徴】

- 平成30年7月豪雨災害時において、実際に用いられた広報資料。
- 仮置場のレイアウトに関する情報とあわせて、「受入品目（分類）」「受入時間」「荷降ろしの対応内容」などの情報提供を行っている。
- ホームページや仮置場の受付（看板）での情報発信だけでなく、仮置場の運営職員のベスト前面部に掲示することで、住民やボランティアに対して配置図を見せながら分かりやすく案内することができたなど、現場での発信方法にも工夫がなされていた。



出典：「一次仮置場設置運営の手引き」（令和2年3月、中国四国地方環境事務所）

環境省関東地方環境事務所において、災害時に迅速に災害廃棄物の出し方、仮置場開設等の広報ができるように広報チラシ等のひな形が作成されている。災害廃棄物の出し方・仮置場の案内チラシ（イラスト入り、イラストなし）のほか、生活ごみの回収チラシや広報車の放送原稿等がある。

下記 URL より、テンプレートがダウンロードできる。

○情報発信している URL

http://kanto.env.go.jp/post_9.html

（災害廃棄物処理の手引き・広報原稿・記録より）

イラストを用いて理解度を高める工夫やテンプレートデータをダウンロード提供する対応がなされており、自治体担当者にとっては活用しやすいひな形であると考えられる。

災害により発生したごみの分類：仮置場の案内チラシのひな形（イラスト入り表面）

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

年 月 日

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
 - 豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

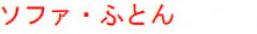
注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
 - ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
 - ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください

開設期間：〇月〇日まで 9:00～16:00

<p>もやすごみ (プラスチック・衣類)</p> 	<p>ガラス・ 陶磁器</p>  <p>瓦・ブロックくず</p> 	<p>金属類</p>  <p>小型の電気製品</p> 
<p>たたみ・ソファ・ふとん</p> 	<p>木製家具</p> 	<p>家電 4 品目</p> 

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）へ相談してください。

【問合先】〇〇町 環境生活課 環境衛生係 電話〇〇-〇〇〇〇

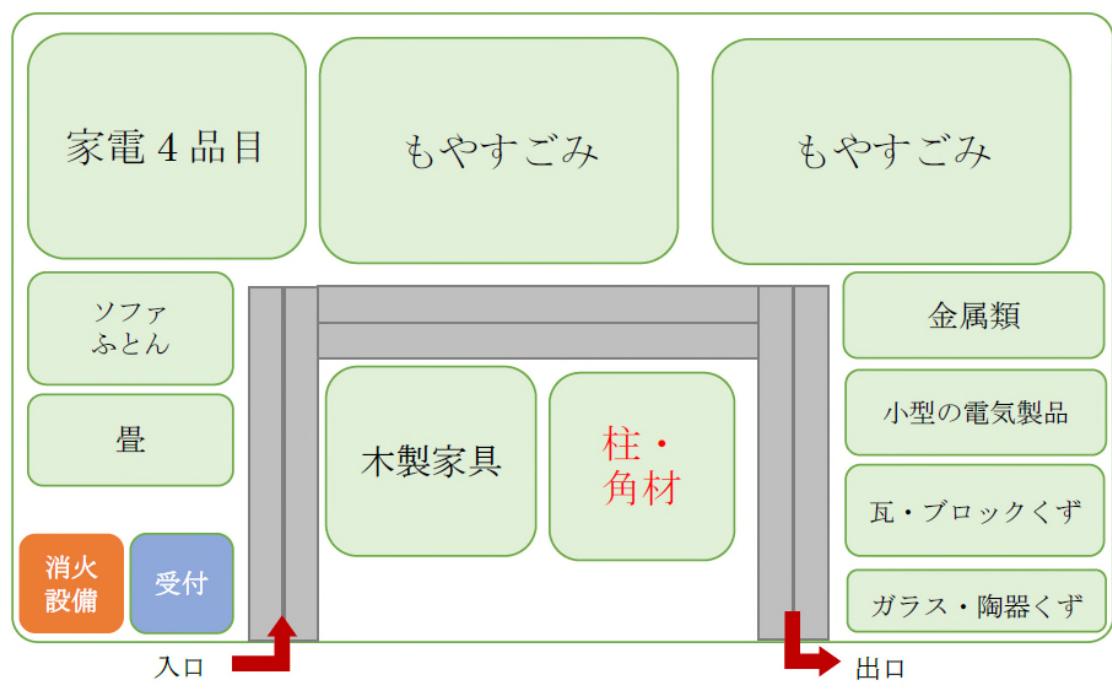
出典：「広報原稿のひな形 災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内（イラスト入り）」（環境省関東地方環境事務所）

災害により発生したごみの分類・仮置場の案内チラシのひな形（イラスト入り裏面）

【仮置場案内図】

【○○仮置場】
場所：○○○○○○○○
開設期間：○月○日まで
開設時間：9：00～16：00

【○○仮置場の分別配置図】



出典：「広報原稿のひな形 災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内（イラスト入り）」（環境省関東地方環境事務所）

(7) 環境本省資料（技術指針、マニュアル、災害廃棄物関連補助金の概要等）

① 災害廃棄物対策指針

■ 災害廃棄物対策指針について

環境省では、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備え（体制整備等）、さらには災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、災害廃棄物対策を実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたものとして、災害廃棄物対策指針を策定した。本指針は、災害廃棄物の処理に当たっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用などによる減量化も必要であることから、発生した災害廃棄物の処理において実用的な技術情報を盛り込み、被災した地方公共団体だけでなく、支援する地方公共団体にとっても実用的な指針とすることを目指して策定している。本指針を参考に、地方公共団体が平時からの一般廃棄物処理システムも考慮しつつ、実際に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができる災害廃棄物処理計画を策定・改定するとともに、災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努めることが期待される。

災害廃棄物対策指針

- ▶ [災害廃棄物対策指針（本編）（PDF 1.3MB）](#) 
- ▶ [災害廃棄物対策指針（概要）（PDF 872KB）](#) 

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」

（環境省、<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/>）

② 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料

■ 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料ダウンロード

■ 技術資料ダウンロード

(1) 被害状況・処理の記録



(2) 処理体制



(3) 発災前に取り組む事項



(4) 災害廃棄物処理



参考資料



災害廃棄物対策指針

▶ 災害廃棄物対策指針（本編）（PDF 1.3MB）

▶ 災害廃棄物対策指針（概要）（PDF 872KB）

技術資料・参考資料 一括ダウンロード

▶ 一括ダウンロード（ZIP 51.1MB）

事務連絡

▶ 令和元年5月16日「災害廃棄物対策指針 資料編」の改定について（お知らせ）

▶ 令和2年3月31日「災害廃棄物対策指針 資料編」の改定について（お知らせ）

▶ （参考）技術資料、参考資料【初版（平成26年3月）】（ZIP 35.3MB）

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」

（環境省、<http://koukishori.env.go.jp/guidance/download/>）

③ 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針について

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針について

環境省では、大規模災害時における災害廃棄物対策を更に推進すべく、平成25年度以降「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を設置し、廃棄物処理システムの強靭化に関する総合的な対策の検討を進めてきました。今般、同検討会での検討等を踏まえ、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（以下、「行動指針」という。）を策定いたしました。

本行動指針は、東日本大震災及び近年発生した比較的規模の大きい災害の教訓・知見やこれまでの取組の成果を踏まえ、大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携・協力体制を構築することにより、"オールジャパンでの対応"の実現を目的としたものです。

本行動指針を踏まえ、地域ブロック協議会（※）ごとに関係者間の連携・協力体制が構築され、災害廃棄物対策が充実・強化されるよう、引き続き積極的に支援していきます。

※地域ブロック協議会とは、地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、地域において廃棄物の処理に関わる地方自治体や事業者等に広く参画を呼び掛け、全国8箇所に設置した協議会又は連絡会のことをいいます。

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針

- ▶ 全体版（PDF 14.9MB）
- ▶ 本編（PDF 1.0MB）
- ▶ 参考資料1～4（PDF 1.2MB）
- ▶ 参考資料5～8（PDF 3.0MB）
- ▶ 参考資料9～10（PDF 1.5MB）
- ▶ 参考資料11（PDF 5.1MB）

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」

（環境省、http://koukishori.env.go.jp/guidance/guideline_action/）

④ 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

環境省では、市区町村が災害時初動対応を検討する際の参考となるよう、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を策定した。本手引きは災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施するために平時に検討して災害時に参照することを目的として、災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応手順及び平時の事前検討事項を取りまとめたものである。災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物の処理を完了するまでに必要な事項を網羅的にまとめた計画であり、発災時に必要に応じて策定する災害廃棄物処理実行計画の基礎となるものであるのに対し、本手引きは、災害廃棄物処理計画を策定していない市区町村であっても活用できるよう、災害時の初動対応に特化して初動対応手順及び平時の事前検討事項をまとめた手引書である。市区町村におかれでは、災害時に一般廃棄物処理を円滑・適切に進めるための初動対応に資するガイド文書として、また、平時に災害時初動対応の事前検討及び災害廃棄物処理計画の策定や充実に資するガイド文書として活用いただきたい。

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

- ▶ [\(本編\) 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和3年3月改訂）\(PDF 5.7MB\)](#)
- ▶ [\(参考資料\) 様式集（令和3年3月改訂）\(Word 426KB\)](#)
- ▶ [\(参考資料\) 様式集記入例（令和3年3月改訂）\(PDF 689KB\)](#)
- ▶ [\(参考資料\) 参考事例一覧（令和3年3月改訂）\(PDF 821KB\)](#)
- ▶ [\(本編抜粋\) 住民・ボランティアへの周知例（チラシ）（令和3年3月改訂）\(PPT 189KB\)](#)

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」

(環境省、http://koukishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/)

⑤ 地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き

地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き

東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物は、既存の処理施設では処理しきれないため、他県へ運搬して処理をする広域処理が行われたが、それでも処理しきれない災害廃棄物については、仮設処理施設を設置して処理を行った。

今後の災害に備えて災害廃棄物処理計画を策定している都道府県や市町村は、ほとんどが仮設処理施設の設置や運営（処理）について具体的な検討をしていない状況である。しかし、今後の発生が予想される南海トラフ地震では、東日本大震災を大幅に超える量の災害廃棄物が発生するといわれており、こうした災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、既存の廃棄物処理施設の有効活用及び災害廃棄物の広域処理に加えて、仮設処理施設による破碎・選別・焼却等の処理が不可欠である。

本手引きは、都道府県や市町村が災害廃棄物対策を実施する際の参考とできるように、仮設処理施設の計画、発注、建設、運営等に係る課題や対応策を取りまとめたものである。

災害廃棄物対策を行う都道府県や市町村の廃棄物担当職員、また、廃棄物担当部局（仮設処理施設建設部局）と調整を行う関係部署である生活環境アセス担当部局、都市計画部局（又は県担当部局）、建築指導部局（又は県担当部局）の職員においても、本手引きを参照頂きたい。

地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き

- ▶ [地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き \(PDF 4.3MB\)](#) 
- ▶ [参考資料集 \(PDF 3.7MB\)](#) 

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」

（環境省、http://kouikishori.env.go.jp/guidance/treatment_facility_installation/）

⑥ 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)

■ 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) の機能及び役割

- ◆ D.Waste-Netは、同メンバーの協力のもと環境省が事務局となって運営。
- ◆ D.Waste-Netは、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、「発災時」と「平時」の各局面において、次の機能・役割を有する。

平時の機能・役割

- 自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援
- 災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承
- D.Waste-Netメンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上

等

発災時の機能・役割

- ◆ 初動・応急対応（初期対応）

- 研究・専門機関

被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 等

- 一般廃棄物関係団体

被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等
(現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む)



◆ 復旧・復興対応（中長期対応）

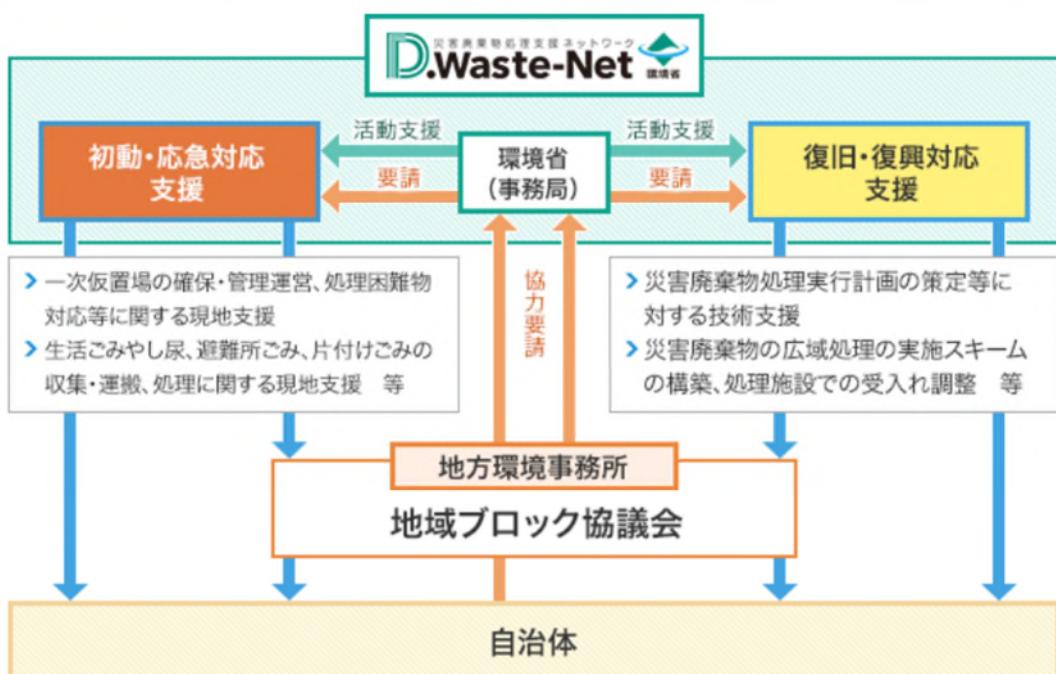
● 研究・専門機関

被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 等

● 廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等

災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等

D.Waste-Netの災害時の支援の仕組み



出典：「災害廃棄物対策情報サイト」

(環境省、http://koukishori.env.go.jp/action/d_waste_net/)

⑦ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）について

■ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の概要

災害廃棄物の適正かつ円滑な処理のため、その処理責任を有する市区町村やその市区町村への技術的な支援等を担う都道府県においては、それぞれが災害廃棄物処理計画を定め、平時の備えを進めているところ。また、広域的な連携については、地方環境事務所が中心となり地域ブロックごとに行動計画を策定し、さらに地域ブロック間の連携強化を図るなど、災害への備えを進めている。

また、最近の災害（令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）、令和元年房総半島台風（令和元年台風第15号）、平成30年7月豪雨、平成28年熊本地震など）において、これまで災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が、仮置場の管理・運営や災害廃棄物処理の実行計画策定、損壊家屋の公費撤去などについて、被災地のニーズを踏まえた現場の目線で支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。

一方で、支援のために派遣できる人材がどれくらいいるか、誰に何を頼めるか、具体的に整理されたものが少ない状況である。今後、気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生も懸念されており、現場の目線で災害廃棄物処理の支援に携わる人材を平時から育成していくことが重要である。

このような背景から、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援して頂くことを目指すことを目的とした「災害廃棄物処理支援員制度」を策定した。



道路横に積み上げられた災害廃棄物



自治体等支援による災害廃棄物の収集



災害廃棄物の仮置場の管理

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）に関する資料

- ▶ 災害廃棄物処理支援員制度に関する要綱（PDF 194KB）[!\[\]\(15b4aa8af783df6471f92a821661c189_img.jpg\)](#)
- ▶ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）について【詳細】（PDF 277KB）[!\[\]\(e78082485c55ccae1717d1f30d70a5aa_img.jpg\)](#)
- ▶ 災害廃棄物処理支援制度について【解説】（PDF 506KB）[!\[\]\(535d60b13c640f7201d7ddd2dabf2215_img.jpg\)](#)

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」

（環境省、http://kouikishori.env.go.jp/action/jinzai_bank/）

⑧ 応援職員の派遣に関する特別交付税措置の概要

【参考】災害等に伴う職員派遣にかかる特別交付税による財政措置について

- ・地方自治法に基づく職員派遣か否かにより、費用負担を行う自治体が異なるため、特別交付税の対象自治体等が異なる。

「災害応援」	
対象経費	被災地域の応援に要した費用
財政措置の対象	派遣元自治体 (短期派遣職員を想定しており、その場合の費用は派遣元自治体が負担している)
算定方法	・単価方式(※)により算定した額 ※応援職員の延べ日数×単価 等 ・総務大臣が調査した額(実績額)の8割 上記のいずれか少ない方(5割保証)
算定期間	12月・3月
備考	地方自治法に基づかない派遣

出典：総務省ホームページ「災害等に伴う職員派遣について」を一部加工

【参考】被災地への職員等の派遣に関する条例の事例

岡山県総社市は、大規模災害に見舞われた被災地に対して、職員の派遣及び市民ボランティアへの援助に関する条例（総社市大規模災害被災地支援に関する条例）を策定している。

市長が職員の派遣に伴って必要となる調整を行うこと、市が支援に要した費用を負担すること（ただし、被災地との協議により負担区分を定める）を定めている。また、市が、市民に対してボランティア保険料の援助等を行うが、同援助を受ける者はあらかじめ市に登録した者としている。

出典：「災害廃棄物処理支援員制度について【解説】」（令和2年3月、環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当 参事官付災害廃棄物対策室）（一部修正）

⑨ 防衛省・自衛隊との災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル

■ 防衛省・自衛隊との連携

■ 災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害において、広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生しており、環境省、自衛隊、ボランティア関係団体を始めとした、関係省庁や関係機関が連携しながら処理を進めてきた。

環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した連携対応マニュアルを作成した。

本マニュアルを関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るよう態勢を整備する。

資料

▶ [災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル \(PDF 1.0MB\)](#) 

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」

(環境省、<http://koukishori.env.go.jp/action/cooperation/>)

⑩ 国の補助スキームについて（補助金）

■ 国の補助スキームについて（補助金）

■ 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

目的

災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用に対する補助。

概要

事業主体	市町村（一部事務組合を含む）
対象事業	市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる ・廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業 ・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業 ・特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの）
補助率	1/2
補助根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。
その他	本補助金の補助額に対して、8割を限度として、特別地方交付税が充当。 ※事業主体の実質的負担額は、事業費の1割強程度となる。

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」

（環境省、http://koukishori.env.go.jp/action/auxiliary_scheme/）

■ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要

目的

地方公共団体等が行う災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対する補助

概要

事業主体	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社
対象事業	<p>次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 一般廃棄物処理施設2. 浄化槽（市町村整備推進事業）3. 産業廃棄物処理施設4. 広域廃棄物埋立処分場5. PCB廃棄物処理施設
補助率	1/2
その他	本補助金の補助額に対し、一部、普通交付税が充当。

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」

（環境省、http://koukishori.env.go.jp/action/auxiliary_scheme/）

① 廃棄物処理法の非常災害時特例

災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法上の特例

特例に係る経緯(平成27年法改正)

○東日本大震災の際には、一自治体では処理しきれない膨大な量の災害廃棄物を処理する仕組みが整備されておらず、災害廃棄物処理の遅れが指摘された。



○東日本大震災の教訓・反省を踏まえ、平時から通常規模の災害への対策を強化すべく、廃棄物処理法を改正し、災害廃棄物処理の基本原則や関係者の役割等を規定した上、手続簡素化等の特例規定を措置。

○上記では対応することが困難な大規模災害については、災害対策基本法を改正し、環境大臣の代行規定を措置。

特例の概要(廃棄物処理法)

○市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例
(法第9条の3の2)

○市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例(法第9条の3の3)

○産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る事後届出の特例(法第15条の2の5第2項)
(○廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布))

○災害廃棄物処理に係る再委託の特例(施行令第4条第3号)

災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法上の特例の考え方

非常災害とは

- 主に自然災害を対象とし、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害のこと。
- 個々の災害が廃棄物処理法上の特例の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断。

条例について

- 法第9条の3の3のように「政令に定める事項について条例で定めるところにより」などと規定されている場合には、設置予定の施設が所在する各市町村において、特例規定を受けた条例の制定が必要。
- 施設設置にあたっての手続を条例にゆだねているのは、地域住民からの意見聴取の方法や期間等の具体的な手續については、住民に身近な市町村が地域の実情に応じて適切な手續を定めるべきものと考えられるため。

- 災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村に統括的な処理責任がある。
- 特例規定を活用することで手續は簡素化されるが、平時の一般廃棄物処理と同様に適正な処理がされているか確認する必要がある。

市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例 (法第9条の3の2)

特例の内容

○市町村がその一般廃棄物処理計画において、災害廃棄物を処理するための施設について規定し、都道府県知事がその施設についてあらかじめ設置の同意を与えていた場合には、都道府県知事による技術上の基準を満たすことの確認の手続(最大30日)を省略することとするもの。

特例活用に必要な手続

○以下の事項について条例において定められていること。

- ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
- ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- ③利害関係者の意見の提出先及び提出期限
- ④その他申請書を作成するにあたって必要な事項

○以下の事項を記載した協議書を都道府県知事に提出、同意を得ていること。

- ①一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- ②一般廃棄物処理施設の種類
- ③一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ④一般廃棄物処理施設の処理能力
- ⑤一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑥一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例(法第9条の3の3)

特例の内容

○市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた事業者が、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、都道府県知事への届出で足りることとしたもの。

特例活用に必要な手続

○以下の事項について条例において定められていること。

- ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
- ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- ③その他申請書を作成するにあたって必要な事項
- ④利害関係者の意見の提出先及び提出期限

○市町村が、災害廃棄物の処分を事業者に委託していること。

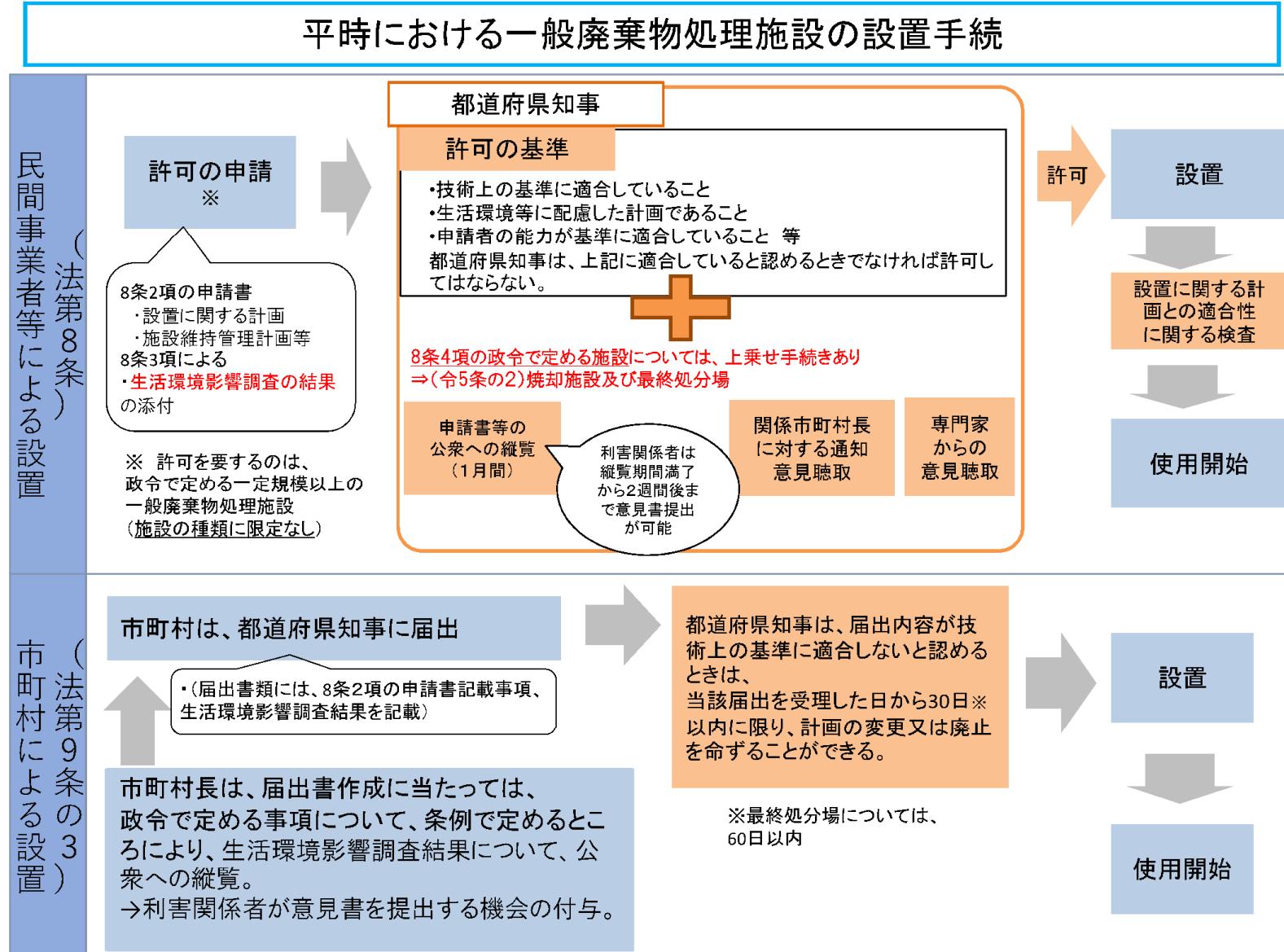
○当該事業者が、都道府県知事に届出をすること。

活用事例(熊本市)

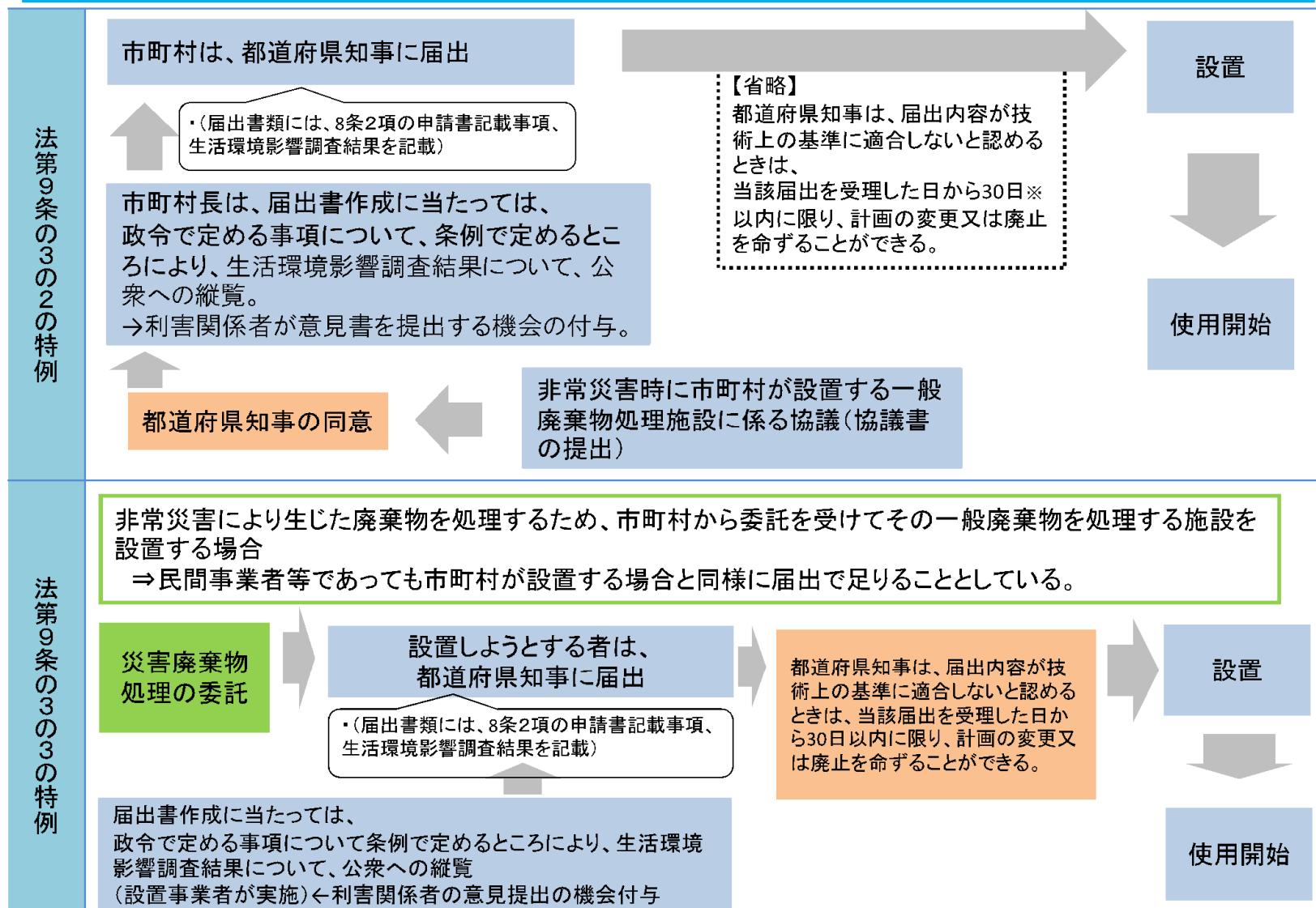
平成28年熊本地震の発災を受け、平成28年12月に以下のとおり条例を改正。

- ・対象施設：焼却施設のみ。
 - ・縦覧期間：1月間。ただし、市長が特に必要と認める場合は、短縮可能。
- 平成29年1月に特例に基づく届出により、受託者が二次仮置場に移動式破碎機等を設置。迅速な設置・稼働により災害廃棄物を迅速に処理。





災害時における一般廃棄物処理施設の設置手続の特例



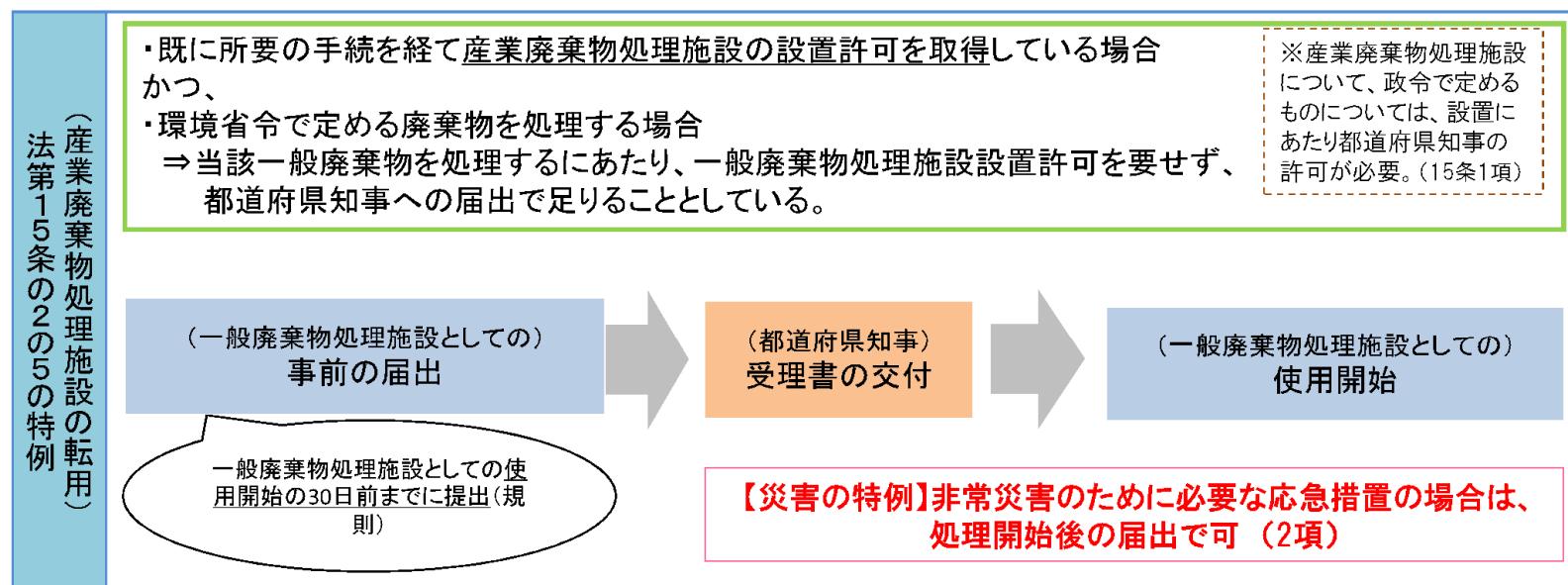
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る事後届出の特例(法第15条の2の5第2項)

特例の内容

○平時においては、法第15条の2の5の特例により、一般廃棄物を既存の産業廃棄物処理施設において処理するときは、都道府県知事に事前の届出が必要であるところ、非常災害時には、事後の届出で足りることとするもの。

※被災地域外の都道府県における施設において処理しようとする場合には、不適正処理の防止の観点から、原則として、通常と同様に事前届出が望ましい。

資料-92



廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布)

本特例の概要

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生・産業廃棄物として排出される性状も多い
⇒適正かつ迅速に処理するため、既存の産業廃棄物処理施設を活用し、当該施設において、災害に起因して発生した廃棄物を事後届出により処理することができるとしている。

従前の運用

これまで、当該産業廃棄物処理施設において処理可能な一般廃棄物については、当該施設が有する廃掃法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一種類のものに限定。

特に、本特例が活用可能な産廃施設の種類と、当該施設で処理可能な一般廃棄物の種類が限定的に列挙されていた(廃掃法施行規則第12条の7の16第1項)。

- ・廃プラスチックの破碎施設であれば、廃プラスチック。
 - ・木くずの破碎施設であれば、木くず。
- など、限定的に列挙

特例省令での対応

災害により、既存の産業廃棄物処理施設で処理が必要な施設について自治体に要望を調査し、要望があった場合には、災害毎に特例省令を制定。

⇒特例省令の制定により、産業廃棄物安定型最終処分場が活用できるようになったほか、次に掲げる中間処理施設においても、一廃の処理が可能となった。

- ・汚泥の脱水・乾燥・焼却施設であれば、汚泥。
- ・廃油の油水分離・焼却施設であれば、廃油。
- ・廃酸又は廃アルカリの中和・焼却施設であれば、廃酸又は廃アルカリ。

など、特例的に処理可能な施設と一廃の種類を拡大

本改正省令の趣旨

自治体に調査することなく、産廃施設において処理する産廃と同様の性状を有する(産廃施設の設置許可に係る産廃と同一の種類に限らず)災害廃棄物を事後届出により処理することができるという制度を恒久化。

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布)

中間処理

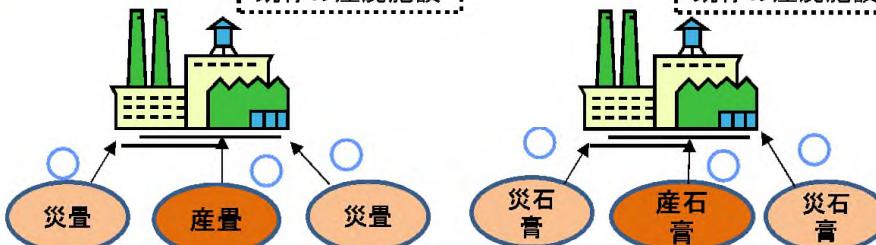
平時 既存の産廃施設



平時において、産廃Aの処理施設として設置許可を受けている場合、業の許可を持っていない産廃B・Cについては処理不可。

例

既存の産廃施設

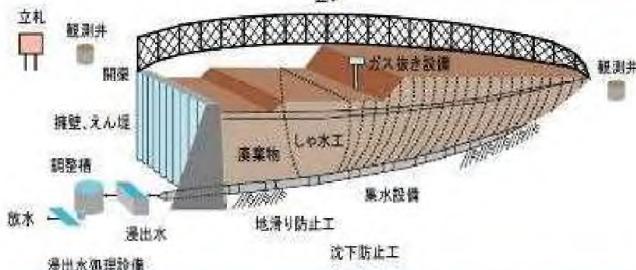


- ・平時から産廃たる畳を処理→災廢たる畳
 - ・平時から産廃たる廃石膏ボードを処理→災廢たる廃石膏ボード
- これらが**同様の性状**だと判断されれば処理可能

最終処分

管理型最終処分場

通常時から届出があれば一般廃棄物の処理も可

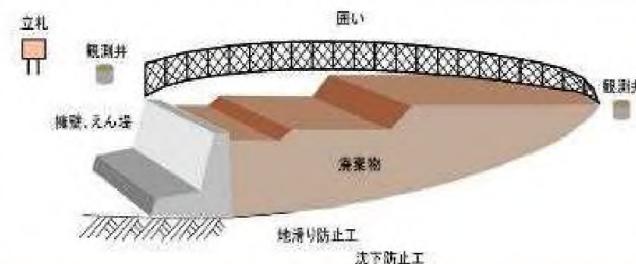


- 公共の水域、地下水を汚染するおそれのある廃棄物を処理
【汚泥、燃えがら、ばいじん等(有害な廃棄物を除く)、木くず、動植物性残さ】
- しゃ水工、浸出水処理設備等が必要

本改正

安定型最終処分場

災害時



- 汚染のない廃棄物を処理(安定型産業廃棄物)
【廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類(廃ブラウン管等を除く)】
- しゃ水工、浸出水処理設備等が不要

災害廃棄物処理に係る再委託の特例(施行令第4条第3号)

特例の内容

- 市町村は、非常災害時においては、規則第1条の7の6に定める要件(再委託基準)に従って、処理の再委託ができるとするもの。

再委託基準

- ①日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他的一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ②受託者が市町村からの受託業務を委託する者(以下「再受託者」という。)が次のいずれにも該当すること。
 - (イ) 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - (ロ) 廃棄物処理法第7条第5項第4号イから又まで(いわゆる欠格要件)のいずれにも該当しないこと。
 - (ハ) 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- (二) 市町村と当該受託者との間の委託契約(以下「一次委託契約」という。)に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

特例による効果

- 多量の業務が発生する非常災害時において、災害廃棄物処理の委託が代表1者との契約で可能となり、市町村の事務量の大幅な軽減となる。

非常災害発生時的一般廃棄物処理施設設置許可の特例(関連条文)

廃棄物処理法

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

非常災害発生時の一般廃棄物処理施設設置許可の特例(関連条文)

廃棄物処理法

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもつて足りる。

非常災害時における再委託の特例(関連条文)

廃棄物処理法施行令

第四条 [法第六条の二第二項](#)の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。

廃棄物処理法施行規則

第一条の七の六 令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他的一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないこと。
- 二 受託者が受託業務を委託する者(次号及び第五号において「再受託者」という。)が次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - ロ [法第七条第五項第四号イ](#)から又までのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- 三 市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
- 四 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- 五 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 六 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(8) 国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム等

① 災害廃棄物情報プラットフォーム

国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センターが開設した災害廃棄物に関する情報を集約・整理したWEBサイトである。

情報プラットフォームでは、過去の災害で実際に災害廃棄物の処理にあたった実務者の経験及び知見を共有するとともに、将来の災害に備えた事前の計画づくりなどに精力的に取り組んでいる様々な関係主体の活動を紹介している。また、過去の災害の記録や、災害廃棄物処理計画の策定に役立つ各種情報についても掲載している。

お問い合わせ | サイトマップ
Google 検索

災害廃棄物情報プラットフォーム
Platform of Disaster Waste Information

ナビ 災害アーカイブ 処理計画 人材育成 緊急対応 このサイトについて

12/24 更新

住民への啓発・広報

第1回 災害廃棄物情報交換会

「住民・ボランティアとの協力・連携」

(アクションカード)

災害廃棄物対策マネジメントツール
Sai-hai

災害廃棄物処理計画検索システム

最新ニュース | News

NEW 2022年1月31日 【特設ページ】に「災害廃棄物対策への関わりや思いをつなぐコーナー」の行政系コース第32走者、支援者団体系コース第36走者がスタートしました。

NEW 2022年1月31日 【災害廃棄物処理計画に取組んでいる自治体】に3自治体(【新規1】京都府京田辺市、【改訂等2】群馬県、高知県高知市)を追加しました。

NEW 2022年1月31日 【人材育成・ライブラリ】に環境KannKann記事「なぜ片付けごみを仮置場に出さない(出せない)か」を追加しました。

2021年12月24日 【住民への啓発・広報】に「災害廃棄物情報交換会(第1回)を開催しました テーマ:住民・ボランティアとの協力・連携」を追加しました。

2021年12月24日 【特設ページ】に「災害廃棄物対策への関わりや思いをつなぐコーナー」の行政系コース第31走者がスタートしました。

2021年12月24日 【災害廃棄物処理計画に取組んでいる自治体】に5自治体(【新規2】東京都国立市、神奈川県川崎市【改訂等3】千葉県八千代市、東京都荒川区、山梨県甲府市)と「災害廃棄物処理ハンドブック」(東京都国立市)を追加しました。

2021年11月30日 【人材育成・研修の実践】に取組紹介:横須賀市「災害廃棄物仮置場設置・運用訓練レポート」を追加しました。

災害廃棄物対策マネジメントツール
Sai-hai

災害廃棄物処理計画検索システム

住民への 啓発・広報

災害廃棄物に関する 研修ガイドブック 対応型図上演習編

NEW 水害関連の記事

災害廃棄物対策への 関わりや思いをつなぐ コーナー

出典：「災害廃棄物情報プラットフォーム」 (<https://dwasteinfo.nies.go.jp/>)

② 災害廃棄物対策マネジメントツール Sai-hai

国立環境研究所において、各自治体が災害廃棄物対策を着実に進めることを支援することを目的として、「災害廃棄物対策マネジメントツール：Sai-hai」の運用を開始している。このシステムを用いることによって、災害廃棄物対策について学びながら、自組織の廃棄物処理システムの災害に対する強み・弱点を評価するとともに、国や自治体の災害廃棄物対策事例を参考に対策計画を作ることが可能となる。また、評価結果や対策計画を保存することで、円滑な引き継ぎに活用することができる。

災害廃棄物対策マネジメントツール



Sai-hai

Sai-haiは市町村で効果的に災害廃棄物対策を進めるためのマネジメントツールです。組織の廃棄物処理システムがどの観点で災害に強いか・弱いかを評価できます。特に、自治体規模によらず重要な観点に絞って評価できるようにしています※。さらに、弱点を克服するために、災害廃棄物対策のリストを参照して対策レポートを作成できます。

※災害廃棄物処理において重要な一部の項目（損壊家屋の解体撤去、二次仮置場の設置・運営等）については、特に中小規模自治体にとって相対的に重要度が低いとの判断からSai-haiでは扱っていません。

【概要説明動画】 約4分

◎Sai-haiは無料でご利用いただけます。

- まずはユーザー登録してください。
- ユーザー登録方法の説明動画は[こちら](#)

◎評価結果と対策レポートはユーザーの「マイページ」に保存されます。

- 課や係で登録しアカウントを引き継ぐこともできます。

◎事業計画や予算計画の策定、災害廃棄物対策の効果の説明、異動時の引き継ぎなどにご活用ください。

[さっそくSai-haiを使ってみる](#)

 **Sai-hai**
クリック



0:00 / 4:07

出典：「災害廃棄物対策マネジメントツール Sai-hai」
(<https://dwasteinfo.nies.go.jp/news/sai-hai.html>)

③ 災害廃棄物処理計画検索システム

災害廃棄物処理計画検索システム

処理計画の
策定時や改定時に
使いやすい



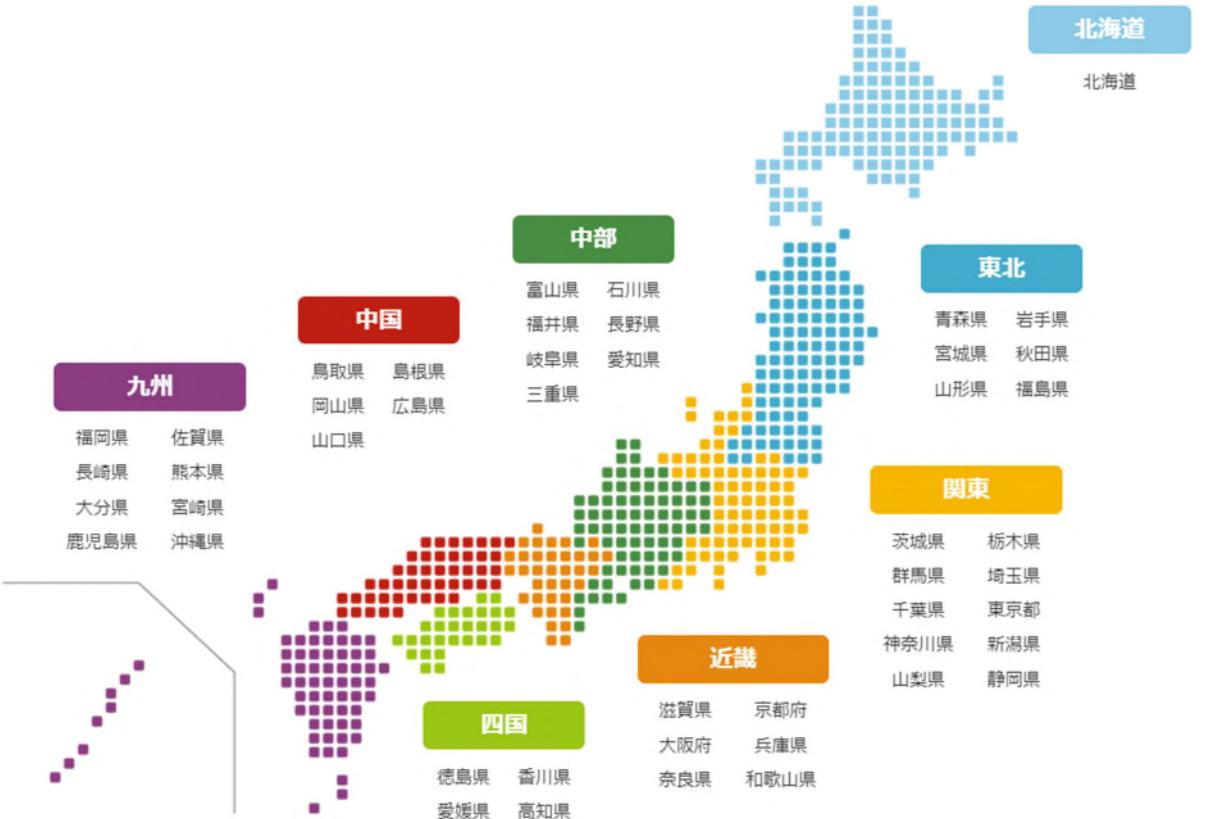
新機能「目次検索」 3つの特徴

- 環境省の対策指針に沿った項目について検索できる
- 自治体横断的に検索ができる
- ページ単位のリンクで目的情報にアクセスし易い

◎ 「災害廃棄物処理計画一覧」を動的にデータベース化し検索機能を強化、発行年・災害種別や目次内容等からの検索が可能になっています。

◎ 目次検索の3つの特徴：①環境省の対策指針項目についての検索、②自治体横断検索、③処理計画のページ単位でアクセスし易い
→ 処理計画策定時や改定時に使い易い設計となっています。

 災害廃棄物処理計画策定自治体マップ



The map shows the distribution of disaster waste management plans across Japan, color-coded by region:

- 九州**: 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県
- 中国**: 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
- 四国**: 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
- 中部**: 富山県, 石川県, 福井県, 長野県, 岐阜県, 愛知県, 三重県
- 近畿**: 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山县
- 関東**: 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 静岡県
- 東北**: 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
- 北海道**: 北海道

出典：「災害廃棄物処理計画検索システム（概要説明動画・操作マニュアル）」
(https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_man2.html)

資-101

(9) 損壊家屋等の撤去・解体に関する事例

① 平成28年熊本地震

公費による損壊家屋の撤去及び解体は、基本的には全壊家屋が補助の対象であるが、熊本地震においては、震度7を2度記録するなど、市民の生活環境に密接した家屋等の建物に甚大な被害が発生したことから、被災自治体からの要望や過去の実績を踏まえた処理の円滑化のため、半壊家屋の解体費用も補助対象となった。

「全壊」判定家屋の解体・撤去

- 既に倒壊状態あるいは倒壊に近い状態となっており、所有者の意思確認を行った上で、生活環境保全上の支障が生じないよう、すみやかに解体・撤去作業を行う必要があるため、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象としている。

「半壊」判定家屋の解体・撤去

- 利用が困難であると所有者が判断したものについては、生活環境保全上の支障が生じないよう、すみやかに解体・撤去作業を行う必要があるため、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とする。
- 一方、修復して再利用すると所有者が判断したものについては、所有者の費用負担のもと、修復、リフォーム等が行われる。リフォームにより生じた廃棄物は産業廃棄物に該当するため、所有者が委託（所有者の費用負担）したリフォーム事業者が責任を持って処理するものとなる。

出典：「事務連絡資料」（平成28年5月3日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

② 平成30年7月豪雨

平成30年8月3日付け環境省通知により、本災害においては、半壊家屋の解体費用についても補助対象となることが示された。

また、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について、環境省より以下のとおり周知された。

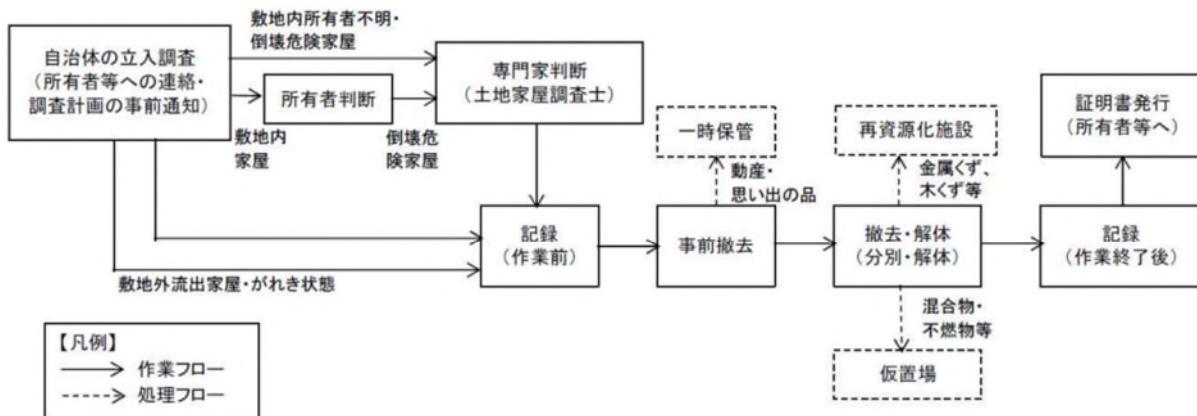


図 地方公共団体及び関係者の作業フロー及び廃棄物処理フロー

【留意点】

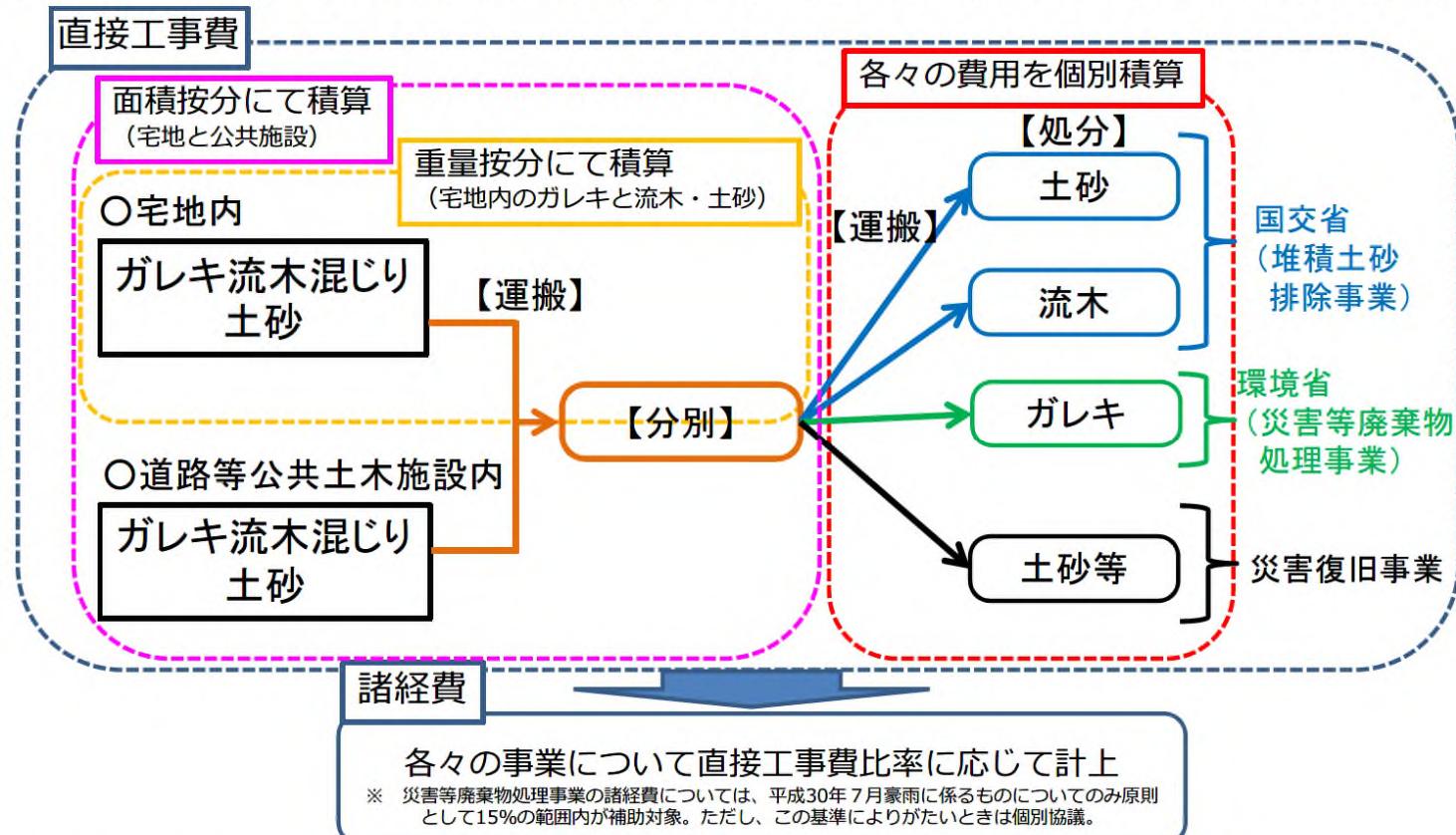
- 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立入調査を行う。
- 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
- 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
- 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
- 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。
- 作業者や関係者の安全確保に心がけ、警報等が発令された際の情報源確保（ラジオの配布）や避難場所等の情報の事前確認、消火器の配置等を行う。
- 粉塵の防止やアスベスト飛散防止のため、適宜散水して作業を行う。また、作業員や立会い者は、防じんマスクやメガネ等の保護具を着用し、安全を確保する。

出典：「事務連絡 平成30年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業において、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について（周知）」（平成30年8月2日、環境省環境再生・資源循環局 環境再生事業統括官付災害廃棄物対策室）

(10) 堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）の連携

宅地・道路等がガレキと流木・土砂により埋没した場合は、災害復旧事業だけでなく、堆積土砂排除事業（国土交通省都市局所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）と連携することにより一括撤去することが可能となる。

積算にあたっては費目・費用を一括での記載が可能とする。（追記や着色等の方法によりそれぞれの事業を明示）



出典：「事務連絡 堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（通知）」（平成30年9月11日、国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長、国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）